

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年9月

静岡市人事委員会





05静 人 第1305号

令和5年9月20日

静岡市議会議長 井上 恒 彌 様

静 岡 市 長 難波 喬 司 様

静岡市人事委員会

委員長 松下 光惠

静岡市人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



# 目 次

## 別紙第1 報 告

1	給与勧告制度の意義	1
2	職員給与の調査	2
3	民間給与の調査	3
	(1) 給与改定等の状況	3
	(2) 給与の状況	5
4	職員給与と民間給与の比較	7
	(1) 月例給	7
	(2) 特別給	8
5	物価及び生計費	8
6	人事院の報告及び勧告の概要	8
7	むすび	14
	(1) 公民の給与較差に基づく給与改定等	14
	(2) 人事・給与制度及びその他の勤務条件	17
8	おわりに	31

## 別紙第2 勸 告

1	給料表	32
2	諸手当	32
3	改定の実施時期	32

## (参考資料)

1	職員給与関係	36
2	民間給与関係	75
3	その他	91



# 報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与の実態及び市内民間事業所の従業員給与その他職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。

その結果の概要について、次のとおり報告する。

## 1 給与勧告制度の意義

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受け、民間企業従業員のように労使交渉によって給与を決定することができないことの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、公正・中立な第三者機関の立場から、公民給与の精確な比較を行い、職員の給与水準を市内民間企業従業員の給与水準に均衡させることを基本に、必要に応じて国等との均衡も考慮して、勧告を行うことにより、職員の適正な処遇を確保している。

これは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、本市の能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

◎地方公務員法（抄）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

## 2 職員給与の調査

本委員会は、本市職員（労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の本年4月1日現在の給与等の実態を把握するため、「令和5年静岡市職員給与等実態調査」を実施した。

本市職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、保育教諭、高等学校等教育職、小学校中学校教育職、小学校中学校行政職及び小学校中学校医療職の7種類9給料表の適用を受けており、その職員数は、7,391人である。このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員は、3,565人であり、その平均給与月額等は、第1表に示すとおりである。

第1表 行政職給料表適用者平均給与月額等

項目		内容	項目		内容
人員		3,565人	平均年齢		39.6歳
平均 給与 月額	給料	317,181円	平均経験年数		17.8年
	扶養手当	10,063円	男女別 構成比	男	76.9%
	地域手当	19,342円		女	23.1%
	住居手当	8,009円	学歴別 構成比	大学卒	69.0%
	管理職手当	8,402円		短大卒	7.9%
	その他の手当	10,904円		高校卒	22.9%
	合計	373,901円		中学卒	0.2%

(注) その他の手当は、単身赴任手当、通勤手当及び特殊勤務手当等の合計である。

(参考資料 第1表 (38頁) 参照)



### 3 民間給与の調査

本委員会は、人事院、静岡県人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内306の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法<sup>(※)</sup>によって抽出した116事業所について「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種5,329人及び医療関係、教育関係等54職種401人について、給与改定の状況等にかかわらず、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を実施した。

主な調査結果は、次のとおりである。

(※) 層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を産業、規模等によって層化（グループ分け）し、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

#### (1) 給与改定等の状況

##### ア 初任給

新規学卒者（事務・技術関係職種）の採用を行った事業所は、大学卒で53.0%（前年42.6%）、高校卒で25.2%（同18.8%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所は、大学卒で72.4%（同37.7%）、高校卒では73.1%（同47.1%）となっている。

（参考資料 第12表（88頁）参照）

##### イ 給与改定

第2表に示すとおり、市内の民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は57.5%と昨年（34.8%）に比べて増加している。

また、第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、

定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は93.8%と昨年(87.4%)に比べ増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が29.2%と昨年(26.8%)に比べてやや増加しており、減額となっている事業所の割合も1.4%と昨年(0.0%)に比べてやや増加している。

**第2表 民間におけるベース改定の状況**

(単位：%)

	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	57.5	5.0	0.0	37.5
課 長 級	44.3	8.1	0.0	47.6

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が調査時点では未定の事業所を除いて集計した。

**第3表 民間における定期昇給の実施状況**

(単位：%)

	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 停止	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	93.8	93.8	29.2	1.4	63.2	0.0	6.2
課 長 級	75.1	75.1	21.1	2.4	51.6	0.0	24.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が調査時点では未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

## (2) 給与の状況

### ア 初任給

事務・技術関係職種の新規学卒者の本年4月の初任給月額、大学卒211,460円、短大卒190,152円、高校卒173,714円となっている。

(参考資料 第10表 (77頁) 参照)

### イ 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめ各職種の平均支給額は、参考資料第11表 (78～87頁) のとおりである。

### ウ 家族手当

家族手当の支給状況は、第4表に示すとおりである。

第4表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額	(参考) 本市職員の扶養手当
配偶者	10,290 円	6,500 円
配偶者と子1人	16,727 円 (6,437 円)	16,500 円 (10,000 円)
配偶者と子2人	22,571 円 (5,844 円)	26,500 円 (10,000 円)

(注) 1 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

2 ( ) の金額は、子が1人増えることにより増加する手当の額である。

3 本市職員の場合、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

## エ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給は、第5表に示すとおりである。

第5表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期（A1）	361,439円
	上半期（A2）	372,221円
特別給の支給額	下半期（B1）	791,304円
	上半期（B2）	861,481円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.19月分
	上半期（B2/A2）	2.31月分
	年間	4.50月分

（注） 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から令和5年7月までの期間をいう。

## 4 職員給与と民間給与の比較

### (1) 月例給

本委員会は、職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職、民間においてはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢の給与決定要素が同等と認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第6表に示すとおり、職員給与が民間給与を3,772円（1.01%）下回っていた。

第6表 公民給与の較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A）－（B） （〔（A）－（B）〕／（B）×100）
377,044円	373,272円	3,772円 (1.01%)

（職員平均年齢 40.8歳、平均勤続年数 18.5年）

- (注) 1 民間給与、職員給与ともに、令和5年度の新規採用者は含まれていない。  
2 職員給与には、行政職給料表適用者のうち消防職員は含まれていない。  
3 民間給与と職員給与の比較における役職の対応関係は参考資料第17表（91頁）のとおりである。  
4 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。  
なお、きまって支給する給与は、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、時間外手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与をいい、時間外手当は、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。  
5 職員給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当の合計額である。

## (2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、市内民間事業所で支払われた特別給は、前記のとおり、所定内給与月額4.50月分に相当していた。その結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.40月）は、第7表に示すとおり、民間事業所の特別給を0.10月分下回っていた。

第7表 特別給における支給月数の差

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	支給月数の差 (A) - (B)
4.50月	4.40月	0.10月

## 5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べると全国では3.5%上昇し、本市でも3.9%上昇している。

また、同局の家計調査によると、本年4月の本市における勤労者世帯（世帯人員3.30人、世帯主年齢50.4歳）の消費支出は、342,694円となっている。

(参考資料 第18表 (92頁) 参照)

## 6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告・勧告するとともに、勤務時間について勧告し、また、公務員人事管理について報告した。それらの概要は第8表（9～13頁）のとおりである。

# 第8表 人事院の報告及び勧告の概要

## 令和5年 給与勧告の骨子

### 本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

#### 1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

##### 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

##### ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

#### 2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

##### 月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

##### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ  
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]

- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定  
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

##### ② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

##### ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

##### その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

### 3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

#### 手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

### 4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

#### 【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円  
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

### 【別添】給与制度のアップデート 概要

### 公務員人事管理に関する報告の中で記述

#### 方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍  
チーム・組織での円滑な機能  
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、  
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系  
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、  
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

### 令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

#### 人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
  - ・ 新卒初任給の引上げ
  - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
  - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
  - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
  - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
  - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

#### 組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
  - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
  - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
  - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
  - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
  - ・ 地域手当の大きくり化
  - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
  - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

#### 働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討



## I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

## II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

## III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

## IV 施行日

令和7年4月1日

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、  
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01



公務組織を支える  
多様で有為な人材の確保の  
ための一体的な取組

02



職員個々の成長を通じた  
組織パフォーマンスの  
向上施策

03



多様なワークスタイル・ライフ  
スタイル実現とWell-being  
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し  
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致  
幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化  
交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実  
民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討  
優秀な新規卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現  
潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

令和6年  
給与アップデート

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討  
非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

### 課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

### 課題への対応

#### 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

#### 個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進  
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

#### 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年  
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

## 3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

### 課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

### 課題への対応

#### 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等  
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を振り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

#### 仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

#### 職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年  
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

#### 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて  
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

#### 職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

#### ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

## 7 むすび

本市職員の給与決定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

本委員会が行った民間企業の給与実態調査によると、初任給を増額した事業所の割合は昨年と比較して大幅に増加し、据置きした事業所の割合は減少していた。また、定期昇給における昇給額が増額となっている事業所の割合及び変化なしの事業所の割合については、課長級は昨年と比較して減少した一方で、係員においては昨年と比較して増加していた。

このような状況の下、職員と民間企業従業員の給与を比較した結果、前記のとおり、月例給については、職員給与が民間給与を3,772円（1.01%）下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給の支給割合（4.50月）を0.10月分下回っていることが判明した。

本委員会としては、これらの諸条件を総合的に勘案した結果、職員の給与等について、次のように改定し、また、検討を行う必要があると判断した。

### **（1）公民の給与較差に基づく給与改定等**

#### **ア 改定に当たっての基本的な考え方**

職員の給与の改定に当たっては、「1 給与勧告制度の意義」のとおり民間企業従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的である。この観点から本年の職員給与を見ると、月例給について、職員の給与が民間の給与を下回っているため、引上げ改定を行うことが必要である。

また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当が民間事業所の支給割合を下回っていることから、引上げを行うことが必要である。

なお、小学校中学校教育職給料表、小学校中学校行政職給料表及び小学校中学校医療職給料表については、これまでの改定の経緯を踏まえ、当分の間は、静岡県の教育職給料表の改定状況を考慮した改定を行うことが適当である。しかしながら、権限移譲の実施から5年以上が経過していることから、権限移譲の趣旨を踏まえ、本市の給与制度に沿った制度確立に向けて検討されたい。

## イ 改定事項

### (ア) 給料表

行政職給料表については、市内民間事業所の給与水準及び人事院勧告における俸給表の改定の趣旨等を踏まえた上で、本市の実情に適合するよう改定を行うことが必要である。

具体的には、民間における初任給の動向や人材確保の観点から初任給を引き上げるとともに、若年層が在職する号級に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うこととする。

なお、その他の給料表については、行政職給料表の引上げを基本とした改定を行うことが必要である。

### (イ) 諸手当

#### a 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告等を考慮して、所要の改定を行うことが必要である。

#### b 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする必要がある。支給月数の引上げ分は、市内民間

事業所の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すべきである。

令和5年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、6年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

## ウ 改定の実施時期

給料表の改定は、本年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

また、諸手当のうち、初任給調整手当については、給料表と同じく本年4月に遡及して実施し、期末手当・勤勉手当については、条例の公布の日からとする。

## エ その他課題

### (ア) 給与制度の改善に向けた取組

本市においては、令和4年4月に実施された給料表の見直しにより、もともと同一級であった係長級と主査の級が分離され、職務給の原則に適した給与体系となった。

しかしながら、本年の調査においても、初任給及び30歳台半ばまでの職員給与が民間給与と比較して低くなっている反面、30歳台後半から40歳台の職員給与が民間給与と比較して高い傾向は引き続き見受けられた。令和4年度の給料表の見直しについては、激変緩和のため、13年度まで経過措置を講じていることから、課題の解消がどのように進んでいくのか、引き続き注視していく必要がある。

一方、国は、多様で有為な人材の確保を始めとする現下の人

事管理上の重点課題に対応するため、給与制度についてもアップデートを図る必要があるとし、令和6年に必要な措置を講じられるよう、検討作業を進めている。本市においても、公務としての近似性、類似性から、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備は不可欠である。今後も、国や他の地方公共団体の動向も参考にしながら、改善に向けた検討を行うことが重要である。

## **(2) 人事・給与制度及びその他の勤務条件**

### **ア 人材の確保と育成**

民間企業、国や他の地方公共団体との人材獲得競争が激化する中、持続可能な組織体制を維持するためには、優秀な人材の確保が不可欠である。また、日々複雑化・高度化する行政課題に対応し、市政の安定的な運営を継続させるためには、人材育成方針である「人を育てる組織」の更なる推進が求められる。

#### **(ア) 人材の確保**

人材獲得競争で競合する民間企業等の採用活動は年々早期化し、かつ旺盛になっており、本市の職員採用試験は、特に技術職や医療職、教育職など免許資格職において、申込が少ない状況が続いている。

技術職においては、令和4年度に短大卒程度区分を新設して人材の確保に努めてきたが、さらに5年度は大学卒程度で早期試験も実施した。この早期試験においては、オンラインを活用した面接を新たに実施し、受験者の負担軽減を図ったところであり、引き続き受験しやすい採用試験方法について検討していく。

獣医師については、本市に限らず、全国の自治体において人材の確保に苦慮しており、他都市との均衡も考慮したうえで、

初任給調整手当の支給について検討する必要がある。

教職員についても、人材の確保に苦慮しており、民間企業等の採用活動に併せ、静岡県、浜松市とともに来年度からは2か月早めて採用試験を実施することとしている。

求める人材を確保していくためには、試験方法等の検討とともに、変化し続けるニーズや社会環境を的確に捉え、若者目線に立った採用広報活動を実施していく必要がある。これまでも職員採用ウェブサイトや業務説明会等の内容の充実に努めてきたところであるが、今後は学生目線に近い若手職員が企画した採用広報活動を、インターンシップが多く実施される時期に合わせて実施することにより、採用されてからのキャリアプランなど若者（学生）が知りたい情報を効果的に伝え、より多くの応募者の確保に繋げていく。

民間企業では令和7年3月に卒業・修了する学生について、インターンシップで得た学生情報を採用活動に活用することが可能となったことから、学生もインターンシップに積極的に参加する動きが高まっている。そのため本市においても学生が参加しやすい方法をとる必要があり、令和5年度から任命権者において、申込者の負担が少ない申込方法に改められた。また、受入計画の公表の時期は、現在は5月末となっているが、今後、学生がスケジュールを組みやすくするため、年度当初には公表できるよう任命権者に働きかける。

デジタル人材の確保については、令和4年度の勧告において、最新のデジタル技術を活用して新たな価値を生み出すことのできる人材を、民間からの登用も含め、機動的に確保する必要があるとしたところだが、任命権者においては、内部人材の育成に比重を置いている状況である。しかしながら、本市のDXの推進は急務であることから、的確・迅速に対応できる能力を有



する人材を外部から確保することについても、再度検討し、取り組まれない。

## (イ) 人材の育成

「静岡市新人材育成ビジョン」(以下「ビジョン」という。)が本年3月に改訂され、「使命感と熱意を持ち、自ら考え行動できる職員」が、引き続き本市の目指すべき職員の姿に掲げられた。また、教育職については、「静岡市教員育成指標」(平成29年11月)において、「教育にひたむきな教師」を本市の目指すべき教員の姿に掲げており、令和5年度に指標の見直しが行われるところである。

ビジョンや指標に掲げる職員を組織全体で育成するために対応すべき課題は、行政DXの推進など職員を取り巻く環境の変化への対応、若手職員・女性職員の増加や定年引上げによる職員構造の変化への対応、ワークライフバランスの更なる推進など、多岐にわたる。また、ビジョンの見直しにあたり実施されたアンケート及び職員インタビューでは、管理監督職の部下育成意識やマネジメント能力の向上を求める意見や、「人材育成に効果的なのは、職員間のコミュニケーションの向上やチームワークの強化である」などの意見が寄せられた。

こうした課題に対応していくため、人材育成方針である「人を育てる組織」の更なる推進が求められる。

職場での職務を通じて、知識・技能・態度等を継続的かつ計画的に指導するOJT、必要な知識を短期間で習得し、職員同士の交流等により相互啓発できるOff-JT、職員個人の能力レベルや成長意欲に応じた学習を自主的に行う自己啓発について、それぞれの特性や利点を活かしながら、組織全体での人材育成に引き続き取り組む必要がある。

また、人事評価制度においては、能力及び実績を的確に把握

し適切に評価することが重要であり、職員の評価制度に対する理解の促進や納得感のある評価制度の運用及びそれに基づく適正な処遇の実施が求められる。加えて、人事評価の実施における上司と部下等のコミュニケーションを通じて、個々の職員の能力を引き出すとともに、成長につなげていくことも重要である。

国においては、職員ごとの人事評価の結果や評価の根拠、職員自身のキャリア目標や学びの状況等について、デジタルを活用して一元的に管理把握し、計画的な育成や機動的な人事配置、多様な勤務機会の付与等に結び付けていくことが重要としている。また、デジタル活用目的の特定や情報取扱ルールの在り方等を含め、その実現のために整理すべき論点について検討を深めていくとしている。本市としても、こうした国の動向について注視し、検討を進めることが求められる。

#### **(ウ) 女性職員の登用**

令和8年度までを計画期間とする「静岡市職員のためのワークライフバランス・女性活躍推進プラン（第6期静岡市特定事業主行動計画）」（以下「第6期特定事業主行動計画」という。）においては、女性活躍推進に関する数値目標として、管理職の女性割合の目標値を、行政職は15%、教育職は23%と定めている。本年4月時点での当該割合は、行政職が11.5%、教育職が21.1%であり、特に行政職においては過年に比べて数値が減少していることから、目標の達成に向けた取組が強く求められる。

一方、行政職において、課長補佐級及び係長級の女性職員数が前年に比べて増加し、管理職候補者の確保が進んでいること、また、教育職において、上記割合が前年の19.1%に比べて2ポイント増加したことは評価できる。

女性職員の登用をこれまで以上に推進していくためには、職員の計画的育成と、継続的なキャリア形成支援が不可欠である。入庁後の早期段階での幅広い業務経験の付与や、キャリア形成・成長を支援する人事配置については、性別にとらわれることなく実施されたい。また、基礎力の強化とマネジメントスキルの習得機会の早期化に取り組むことは、若手職員の人材育成としても重要である。本委員会としても、任命権者の取組を後押しできるよう、現状分析や先進事例の調査研究など、多角的に取り組んでいく。

### **(エ) 障がい者の活躍推進**

本市では、各任命権者が定める「障がい者活躍推進計画」に基づき、静岡市職員として働く、障がいのある職員一人一人が、その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、職場に定着して働き続けることができるよう取組を進めている。積極的な採用活動や、配属先の拡大についての検討は行われているものの、本年の本市の実雇用率は、市長部局、教育委員会ともに法定雇用率を下回っている状況である。

実雇用率の向上には、障がいのある職員が能力を最大限発揮できる環境の整備が必要である。その対応として、人事課に障害者雇用支援専門員を配置し、障がいのある職員及びその配属先の所属職員に対する面談・巡回・助言等のプッシュ型の支援など、職員個々の実情に合わせた職場環境の整備が行われている。

また、障がい者雇用推進にかかる調査や、障がいのある職員に対する合理的配慮についての理解を深めるための資料提供、L o G o フォームを利用した障害者雇用支援専門員への相談制度、知的障がい者の雇用拡大検証に係るモデル事業の実施など、障がい者雇用促進に係る様々な取組が新たに開始されており、

障がいのある職員の採用を増やすため、更なる支援体制の充実が期待される。

障がい者にとって働きやすい環境は、全ての職員が働きやすい環境であることを踏まえ、障がいのある職員が配属されている所属のみならず、全職員が障がいに対する理解を深め、障がい者の活躍の場の確保・拡大に結びつけられるよう、引き続き努められたい。

## イ 勤務環境の整備

国は、より柔軟な働き方を推進する取組や、超過勤務の縮減、職員の健康増進、ハラスメントのない職場の実現に向けた取組を進め、Well-beingの土台となる職場環境を整備していくことは急務としている。

本市においても、職員一人一人が持てる能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、長時間労働の是正や個々のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を実現するための取組の推進など、勤務環境の整備が求められる。

### (ア) 長時間労働の是正

職員の心身の健康を保ち、生活をゆとりあるものにするとともに、仕事への更なる活力を生み出すためには、長時間労働の是正は急務であり、公務能率の向上と人材の確保の観点からも重要かつ喫緊の課題である。

本市においては、長時間労働の是正のため、令和元年度から「年間360時間超職員0人！（他律的業務の比重が高い部署等はその上限時間数）」を目標に掲げて取り組んでいる。令和5年度は、所属長が、職員の時間外勤務の管理を徹底できるよう、人事課が時間外勤務命令簿と入退庁記録とを突合し、各所属長にフィードバックする取組を開始した。

管理監督者においては、フィードバックされた情報を時間外勤務の適正管理に有効に活用するとともに、組織内の業務量を把握し、業務の削減・簡略化・平準化を行うなど、労務及び業務のマネジメントの徹底が求められる。

各職員においては、「限りある勤務時間」を改めて意識し、業務を計画的かつ能率的に行うなど、一人一人が主体となってタイムマネジメントに努めていく必要がある。

一方、第4次静岡市総合計画の推進や新たな施策・事業の実施に伴い業務量の増大が懸念される場所であるが、それが職員への更なる負担増に結び付いてしまうことは、長時間労働の是正の観点から避けなければならない。

また、人的資源を含めた経営資源の大幅な増大が見込めない中、新たな事務事業を実施する場合には、既存の事務事業について、その効果を改めて検証し、必要に応じて、廃止・縮小・統合等による業務量の削減に向けた事業見直しに取り組まなければならない。

さらに、令和3年度に整備した、本市のデジタル化推進に関する組織体制を十二分に機能させて、庁内のDX化を早急に進め、事務事業の効率化を実現することが急務である。

教育委員会においては、教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童・生徒の資質・能力の向上を図るため、令和4年4月に策定した「学校における新たな働き方改革プラン」に基づき取組を進めている。

令和4年度から、働き方改革推進校の中の一部の学校で、年に数回、授業を午前中で終了するリフレッシュ・デイを実施し検証するとともに、5年度から共同学校事務室を設置するなど、教員の事務業務の軽減が進められている。一方、令和8年度に月45時間を超える教職員の割合0%を最終目標としている時間

外在校等時間については、4年度実績は27.8%と、3年度からほぼ横ばいとなっている。

教育委員会においては、各学校における時間外在校等時間の把握と上限時間を超える職員が多い学校に対する指導助言、校長においては、時間外在校等時間の適正な管理と上限時間を超える職員の業務実態と健康状態の把握が、引き続き求められる。

教職員の働き方改革の推進は、教職の魅力を高め、有為な人材の確保につながることも期待される。同プランの着実な推進に向けて、学校と教育委員会が両輪となり、家庭や地域の理解と協力を得ながら、市長部局も含めた市全体で取り組むことが重要である。

#### **(イ) 柔軟な働き方と仕事と家庭の両立支援**

行政ニーズの多様化に対応することや、質の高い行政サービスの提供を維持するには、職員が個々の能力を十分に発揮できる職場環境を整備することが重要であり、仕事と家庭の両立に資する柔軟な働き方を実現するための取組を、さらに推進していく必要がある。

本市は、「静岡市職員テレワーク・ロードマップ」（令和4年3月改訂）に基づき、令和4年度から在宅勤務制度を本格導入しているが、「令和7年度に、全ての職員が必要に応じて在宅勤務を実施できる状態」となることを目指し、引き続き環境を整備していくことが求められる。また、国において在宅勤務等手当の新設が進められていることから、本市においても、制度の利用状況を分析するとともに、手当新設の必要性について検討されたい。

国家公務員においては、令和4年1月から5年3月にかけて開催された「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の報告を受け、フレックスタ

タイム制及び休憩時間制度の柔軟化に関する制度改革が行われ、4月から施行されている。加えて、フレックスタイム制の見直しのほか、テレワーク、勤務間のインターバル確保など、より柔軟な働き方を推進するための制度改革が進められている。

テレワークやフレックスタイム制の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワークライフバランスの実現、公務能率の向上や有為な人材の確保につながるものである。このことから、本市においても、国や他の地方公共団体の動向等を注視しながら、柔軟な働き方を推進するため、勤務時間制度の拡充について検討されたい。

男性職員の育児休業については、令和8年度までを計画期間とする第6期特定事業主行動計画において、職員全体の取得率の目標値を45%としている。行政職等の令和4年度の実績は31.6%で、3年度より5.4ポイント増加し、制度の利用が拡大しているところであるが、教育職の実績は10.8%と3年度より6.5ポイント減少した。

男性が育児のために一定期間、休暇や休業を取得することは、本人にとって子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに、組織にとっても、子育てに理解ある職場風土の醸成等の観点から重要である。引き続き、重点的に取り組まされたい。

また、女性の活躍推進には、長時間労働の是正や休暇を取得しやすい職場環境づくりなど、仕事と家庭の両立支援は不可欠である。仕事と家庭の両立支援は、女性職員に限らず全ての職員において推進すべき取組であり、全庁的に環境を整備していく必要がある。

#### **(ウ) メンタルヘルス対策の推進**

組織として働きやすい職場環境の形成を促し、職員の心の健康の保持増進を図ることは、職員の健康で豊かな生活の実現の

ために重要である。

本市においては、「第4期静岡市職員心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルスケアの取組が実施されているところである。しかしながら、令和4年度の長期の病気休暇取得者及び休職者に占める精神疾患の割合は引き続き高い水準にある。長期化した新型コロナウイルス感染症の影響は5類移行により軽減されつつあるものの、今年の台風15号のような災害や、近年増加している大雨等の気象災害への突発的な対応など、職員の疲労の蓄積や精神的負担の増加は引き続き懸念される状況である。

静岡市が抱える様々な行政課題に適切に対応し、市民の要望に応じていくためには、職員一人一人が心身ともに健康で、その能力を十分に発揮できることが求められる。

今後とも、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等に加え、ストレスに対応するためのレジリエンス研修の実施や相談体制の確保、ストレスチェックの更なる活用、次項で取り上げたハラスメント対策など、組織としての取組を更に推進されたい。

## **(エ) ハラスメント対策の推進**

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、職員個人の能力発揮を妨げることや、心身の健康を害することにつながるだけでなく、職場における信頼関係の悪化や、職員の士気の低下など、組織パフォーマンスを低下させる要因となる。

特に、パワーハラスメントに関しては、職務上の地位が上位の者からの言動だけでなく、職務上の専門的な知識等の優位性を背景にして行われた同僚又は部下からの言動についても、ハラスメントとなり得ることについて、全職員が認識することが重要である。



任命権者においては、引き続き、職員に対し、様々な機会をとらえてハラスメント防止に向けた意識啓発、注意喚起等を図るとともに、相談への迅速かつ適切な対応に努められたい。

管理監督者においては、日頃から職員とのコミュニケーションを図り、声を上げやすい環境づくりやハラスメントを見逃さない職場風土を醸成していくことが重要である。また、近年、民間にとどまらず、自治体におけるカスタマーハラスメントの被害が顕在化していることから、職員が被害を受けることのないよう、職場内で発生の兆候を見逃さないよう留意されたい。

職員は、自身も職場環境を形成する一人であるという自覚を持ち、すべての職員が安心して働ける職場づくりに寄与されたい。

## ウ 定年の引上げ

地方公務員の定年の引上げについては、地方公務員法の一部を改正する法律による制度改正により、本市においても必要となる条例及び規則等の整備が令和4年度に行われ、本年4月に施行された。

これにより、定年が2年ごとに1歳ずつ引き上げられ、定年引上げが完了する令和14年度までの間は、原則として定年退職者が2年に一度しか生じないこととなり、新規採用に影響が生じることが懸念される。このため、継続的な組織運営に支障が生じないよう、第3次静岡市職員適正配置計画に基づく中長期的な定員管理を行う必要がある。

60歳以降の働き方については、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）や定年前再任用短時間勤務制の導入、給与水準や退職手当の算定方法の変更など、従来と大きく変わることとなる。任命権者においては、現在、職員が自らの望む職業生活設計に

沿った選択ができるよう、定年が引き上げられる職員に対し、60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容について、研修や通知等により適切に情報提供を実施しているところである。

一方、60歳以降の職員が、これまで培ってきた知識、技術、経験を十分に発揮し自らの業務を効果的に遂行するのみならず、それらを活用して後進の育成を行うことにより、組織全体の活力の維持・向上に貢献し続けることが求められる。

任命権者には、職員が、仕事に対するモチベーションを高く保ち続け、業務遂行と組織運営に貢献することを通じ、自らの人生を充実させることができるよう、適切に支援していくことが求められる。

## エ 市民からの信頼確保

内部統制体制の充実と内部統制意識の浸透については、全庁一丸となって取り組んでおり、令和4年度の事務事業に係る事故は76件と、3年度より19件減少し、事故までに至らないミスについては95件と、3年度より10件減少していることは評価できる。しかしながら、労働安全衛生法に基づく法定点検の未実施、不正に公文書を作成した事案、期末・勤勉手当等に係る源泉所得税の納付遅延などのコンプライアンス違反事案が発生している。

任命権者においては、重大な事務事業事故が発生した項目や例年発生件数が多い項目を、「内部統制重点取組項目」に設定して注意喚起を図り、重点取組項目に係る研修やモニタリングを実施し、再発防止に向けた取組を行っているところである。

職員の不祥事については、酒気帯び運転や、窃盗の疑いで逮捕される事案等が発生しており、市民の信頼を損ねる状況と

なっている。職員の不祥事は、それが一部の者による行為であっても、市政全般の信用を失墜させ、市政運営に大きく影響するものである。

市職員として、法令を遵守し、職務倫理を保持することや、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することは、公務員として強く求められるところである。任命権者は、あらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、市民からの信頼の確保に邁進されたい。

## オ 会計年度任用職員制度の運用

平成29年に成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により新たに制度化された会計年度任用職員は、令和2年度から制度運用が開始され、3年が経過した。

本市における会計年度任用職員は、この3年間で500人以上増加し、本年4月1日時点では約3,700人が幅広い行政分野において任用されており、常勤職員とともに本市の事務事業の適切な遂行に重要な役割を果たしている。

本年5月の地方自治法の一部改正及び運用に係る取扱いの変更に伴い、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和6年度からパートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能とされ、フルタイムの会計年度任用職員とあわせ、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものとされた。具体的な支給方法については、常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて定める必要があり、成績率については、人事評価の結果を適切に反映する必要がある。

また、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについては、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定内容及び当該会計年度任用職員の任期、

勤務形態等を考慮の上、給与改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を基本とすることが求められている。

任命権者においては、地方自治法の一部改正等の趣旨に留意し、会計年度任用職員が高い意欲を持ち、能力を十分に発揮して勤務することができるよう、本市の実情を踏まえて、適正な制度運用に努められたい。

## 8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的として設けられ、地方公務員法における情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、民間の給与水準等との均衡を図ることを基本とするものである。

本年の勧告は、職員と民間企業従業員の給与等の状況を反映し、2年連続で月例給、特別給ともに引上げ改定となった。特に、月例給については大幅な引上げとなっている。

今後も、給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準を定めた地方公務員法第24条の趣旨に則った勧告を行うとともに、その内容の一層の充実に努め、市民に対する説明責任を徹底するなど、公正、中立な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

任命権者においては、社会の動向や国における取組を注視し、本市の実情を踏まえながら、職員一人一人が意欲とやりがいを持って生き生きと働き続けられる職場環境の整備に、引き続き努められたい。

職員においては、変化の激しい時代において、日々複雑化・高度化する行政課題に対応するべく、真摯に業務に取り組んでいる。これからも市民の期待と信頼に応えるべく、熱意と誇り、市職員としての高い意識を持って、職務に精励することを切望する。

議会及び市長におかれては、給与勧告の制度の意義、役割の重要性について十分認識され、速やかにこの勧告が実施されるよう、要請する。

## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、「別紙第 1 報告」に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

### 1 給料表

給料表については、本市職員と民間従業員との給与の均衡を図るため、報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

### 2 諸手当

#### (1) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告等を考慮して所要の改定をすること。

#### (2) 期末手当・勤勉手当

民間における支給状況及び報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

### 3 改定の実施時期

この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、期末手当・勤勉手当については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

# 参 考 资 料





# 参考資料目次

## 1 職員給与関係

令和5年職員給与等実態調査の概要	36
第1表 給料表別平均給与月額等	38
第2表 給料表別、級別平均給与月額等	40
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	44
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額等	60
第5表 扶養手当の支給状況	72
第6表 住居手当の支給状況	72
第7表 通勤手当の支給状況	73
第8表 行政職給料表適用職員の管理職手当の支給状況	74

## 2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	75
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	76
第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	77
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	78
第12表 民間における初任給の改定状況	88
第13表 民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	88
第14表 民間における在宅勤務関連手当の支給の検討状況	88
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	89
第16表 民間における家族手当の支給状況	89

## 3 その他

第17表 公民比較における役職の対応関係	91
第18表 労働経済指標	92

# 1 職員給与関係

## 令和5年職員給与等実態調査の概要

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和5年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

### (2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。(調査実人員 7,391人)

- ア 労務職員
- イ 企業職員
- ウ 会計年度任用職員
- エ 臨時的任用職員
- オ 休職中の職員
- カ 育児休業中の職員
- キ 育児短時間勤務の職員
- ク 在籍専従の許可を受けている職員
- ケ 派遣されている職員
- コ 再任用職員
- サ 任期付職員
- シ 自己啓発等休業中の職員
- ス 配偶者同行休業中の職員
- セ 大学院修学休業中の職員

### (3) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は次のとおりである。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表 (1)	病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表 (2)	病院、診療所、保健所、環境保健研究所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等
医療職給料表 (3)	病院、診療所、保健所、保健福祉センター等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師及び看護教師等
保育教諭給料表	こども園、待機児童園、こども園課等に勤務する保育教諭

給料表	適用職員
高等学校等 教育職給料表	高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに管理主事、指導主事及び社会教育主事
小学校中学校 教育職給料表	小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師
小学校中学校 行政職給料表	小学校及び中学校に勤務する事務職員
小学校中学校 医療職給料表	小学校及び中学校に勤務する栄養士

(4) 調査事項

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表及び級号給、扶養親族数、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分、管理職手当の支給区分、給与額等について調査した。

(注) 給料月額については、一部経過措置に伴う差額を含む。

(5) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事課及び教育委員会事務局教育局教職員課の協力を得た。

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	平均給与			与				
	職員数	性別人員構成比		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当
		男	女					
行政職	人 3,565	% 76.9	% 23.1	円 317,181	円 10,063	円 19,342	円 8,009	円 8,402
医療職 (1)	71	81.7	18.3	498,417	13,021	83,945	845	13,217
医療職 (2)	221	44.3	55.7	311,201	6,867	19,390	6,268	5,076
医療職 (3)	435	8.0	92.0	324,816	3,659	20,012	7,897	5,058
保育教諭	536	9.3	90.7	279,900	2,755	17,269	8,436	5,126
高等学校等 教育職	187	66.8	33.2	410,256	11,725	25,744	5,528	6,646
小学校中学校 教育職	2,273	50.3	49.7	367,874	6,736	14,081	6,398	5,977
小学校中学校 行政職	100	27.0	73.0	323,043	5,940	12,299	6,000	3,432
小学校中学校 医療職	3	0.0	100.0	302,443	0	11,190	19,167	0
計	7,391	57.9	42.1	334,507	8,048	18,299	7,332	7,054

(参考)

労務職	人 119	% 73.1	% 26.9	円 366,991	円 7,063	円 22,443	円 1,937	円 0
企業職	299	88.0	12.0	325,623	10,473	20,618	8,234	7,590
全給料表	7,809	59.2	40.8	334,662	8,126	18,451	7,284	6,967

(注) 1 「給料」には給料の調整額及び教職員調整額並びに経過措置に伴う差額を含む。  
2 区分欄の※の欄には、その欄に掲げた手当以外に初任給調整手当、宿日直手当、義務教育

月 額					平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
单身赴任手当	小計	通勤手当	特殊勤務 手当等※	合計			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%
72	363,069	7,642	3,190	373,901	39.6	17.8	69.0	7.9	22.9	0.2
1,493	610,938	6,018	420,426	1,037,382	44.1	18.6	100.0	-	-	-
0	348,802	6,905	9,304	365,011	39.4	16.1	69.2	30.8	-	-
0	361,442	6,084	24,583	392,109	38.4	16.0	22.8	74.9	2.3	-
56	313,542	6,011	294	319,847	35.3	14.0	45.9	53.5	0.6	-
321	460,220	7,560	15,403	483,183	45.3	21.3	98.9	-	1.1	-
145	401,211	5,475	10,031	416,717	41.3	17.8	97.8	2.1	0.1	-
300	351,014	6,086	1,109	358,209	40.0	18.0	68.0	17.0	15.0	-
0	332,800	10,167	0	342,967	38.3	15.8	100.0	-	-	-
110	375,350	6,706	10,813	392,869	39.9	17.5	74.5	13.9	11.5	0.1

円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%
0	398,434	7,018	9,013	414,465	55.5	35.8	4.2	13.5	75.6	6.7
0	372,538	7,389	51	379,978	41.6	20.0	68.2	8.7	23.1	0.0
104	375,594	6,737	10,374	392,705	40.2	17.8	73.2	13.7	12.9	0.2

等教員特別手当及びへき地手当が含まれる。

## 第2表 給料表別、級別平均給与月額等

### その1 行政職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経 験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職 手当	通勤手当 等※		
計	人 3,565	円 373,901	円 317,181	円 10,063	円 19,342	円 8,009	円 8,402	円 10,904	歳 39.6	年 17.8
1	459	222,908	190,173	265	10,914	10,637	0	10,919	23.9	2.6
2	1,129	308,119	262,045	6,091	15,329	13,044	0	11,610	32.9	11.0
3	902	394,575	343,049	14,070	20,408	6,149	0	10,899	42.7	20.9
4	425	429,145	375,049	17,320	22,377	3,695	0	10,704	46.4	24.3
5	308	464,114	408,835	16,219	24,514	2,966	0	11,580	51.8	30.1
6	232	567,222	433,993	12,138	31,030	2,649	78,968	8,444	54.6	33.0
7	49	602,601	457,647	10,000	33,579	2,449	92,000	6,926	56.0	34.2
8	38	646,310	481,632	10,053	38,189	1,566	108,695	6,175	57.1	35.2
9	23	689,310	497,870	6,087	38,045	5,217	130,135	11,956	57.5	35.4

(注) 1 給料月額には、経過措置に伴う差額を含む。

2 ※欄には、通勤手当以外に、単身赴任手当、特殊勤務手当及び宿日直手当が含まれる。

### その2 医療職給料表(1)

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経 験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職 手当	通勤手当 等※		
計	人 71	円 1,037,382	円 498,417	円 13,021	円 83,945	円 845	円 13,217	円 427,937	歳 44.1	年 18.6
1	25	856,540	377,584	3,840	61,028	0	0	414,088	32.3	7.4
2	7	959,186	473,843	9,000	77,255	0	0	399,088	37.5	11.8
3	39	1,167,342	580,285	19,628	99,836	1,538	24,062	441,993	52.9	27.0

(注) ※欄には、通勤手当以外に、初任給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当及び宿日直手当が含まれる。

### その3 医療職給料表(2)

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経 験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職 手当	通勤手当 等※		
計	人 221	円 365,011	円 311,201	円 6,867	円 19,390	円 6,268	円 5,076	円 16,209	歳 39.4	年 16.1
1	5	234,636	211,000	0	12,660	4,900	0	6,076	29.0	7.4
2	123	295,045	249,311	3,870	15,194	8,624	0	18,046	32.1	8.9
3	80	444,989	390,809	11,838	24,159	3,375	0	14,808	48.4	24.8
4	13	584,994	445,423	7,269	32,340	2,308	86,300	11,354	56.9	33.4

(注) ※欄には、通勤手当以外に、特殊勤務手当が含まれる。

その4 医療職給料表(3)

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	通勤手当等※		
計	人 435	円 392,109	円 324,816	円 3,659	円 20,012	円 7,897	円 5,058	円 30,667	歳 38.4	年 16.0
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	166	291,854	230,733	620	13,881	12,472	0	34,148	26.0	4.7
3	149	416,741	349,405	5,282	21,283	7,008	0	33,763	42.2	18.6
4	116	495,776	422,994	6,047	26,681	2,246	15,639	22,169	50.5	28.2
5	4	628,572	466,087	0	33,755	15,000	96,500	17,230	57.7	35.6

(注) 1 給料月額には、給料の調整額を含む。  
2 ※欄には、通勤手当以外に、特殊勤務手当及び宿日直手当が含まれる。

その5 保育教諭給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	通勤手当等※		
計	人 536	円 319,847	円 279,900	円 2,755	円 17,269	円 8,436	円 5,126	円 6,361	歳 35.3	年 14.0
1	262	238,401	208,519	456	12,539	10,370	0	6,517	26.2	5.2
2	146	341,159	302,995	5,027	18,490	8,616	0	6,031	37.6	15.6
3	34	410,957	371,124	5,147	22,576	6,450	0	5,660	46.2	24.6
4	56	445,169	403,477	6,482	24,598	3,714	0	6,898	50.6	29.7
5	38	533,306	419,584	2,237	29,647	3,145	72,300	6,393	56.1	35.7

(注) ※欄には、通勤手当以外に、特殊勤務手当が含まれる。

その6 高等学校等教育職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	通勤手当等※		
計	人 187	円 483,183	円 410,256	円 11,725	円 25,744	円 5,528	円 6,646	円 23,284	歳 45.3	年 21.3
1	2	325,424	293,020	0	17,581	0	0	14,823	32.8	10.2
2	154	472,490	403,699	11,961	24,967	6,128	0	25,735	43.7	19.9
3	19	516,551	444,353	14,342	28,339	3,158	13,274	13,085	52.2	28.9
4	12	593,857	459,958	6,500	32,973	2,500	82,550	9,376	56.1	30.2

(注) 1 給料月額には、教職調整額を含む。  
2 ※欄には、通勤手当以外に、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当及び義務教育等教員特別手当が含まれる。

その7 小学校中学校教育職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経 験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職 手当	通勤手 当等※		
計	人 2,273	円 416,717	円 367,874	円 6,736	円 14,081	円 6,398	円 5,977	円 15,651	歳 41.3	年 17.8
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	1,996	399,483	357,481	5,946	13,446	7,010	0	15,600	39.5	16.6
特2	36	485,759	436,521	15,597	16,728	3,297	0	13,616	51.4	28.1
3	127	535,396	435,936	15,031	18,451	1,860	47,712	16,406	53.0	25.8
4	114	564,460	452,338	8,535	19,495	1,728	66,030	16,334	57.2	25.2

(注) 1 給料月額には、教職調整額、給料の調整額を含む。  
2 ※欄には、通勤手当以外に、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当及びへき地手当が含まれる。

その8 小学校中学校行政職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経 験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職 手当	通勤手 当等※		
計	人 100	円 358,209	円 323,043	円 5,940	円 12,299	円 6,000	円 3,432	円 7,495	歳 40.0	年 18.0
1	7	220,219	201,625	0	7,460	4,286	0	6,848	23.9	1.3
2	17	265,258	234,886	1,559	8,748	10,588	0	9,477	28.2	5.1
3	20	311,148	283,962	3,975	10,653	6,000	0	6,558	33.2	10.0
4	38	406,404	369,850	8,079	13,983	6,316	0	8,176	46.3	24.8
5	12	428,563	392,242	13,292	15,004	2,500	0	5,525	49.4	28.5
6	6	493,501	409,903	3,583	17,415	0	57,200	5,400	55.6	37.1

(注) ※欄には、通勤手当以外に、へき地手当が含まれる。

その9 小学校中学校医療職給料表

級	職員数	平均給与月額							平均年齢	平均経 験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職 手当	通勤手 当等※		
計	人 3	円 342,967	円 302,443	円 0	円 11,190	円 19,167	円 0	円 10,167	歳 38.3	年 15.8
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
3	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 ※欄には、通勤手当以外に、へき地手当が含まれる。  
2 \*は、職員数が1人の場合である。





第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5		5							
6		1							
7		3							
8		2							
9	10	68							1
10		6							
11		5							
12		2							
13	13	56							
14		16							1
15	2	9	1					1	7
16	4	6						8	8
17	15	47						11	1
18		10	2					7	1
19	6	9						3	3
20		10	1					1	1
21	13	69						3	
22		9						1	
23	5	13						1	
24	1	8					2		
25	17	75	4					2	
26	3	13					1		
27	5	13	1			1	3		
28	2	12					6		
29	79	59	3				2		
30	2	10					4		
31	5	18	3		1	1	4		
32	1	1	6			1	9		
33	92	21	2		2	1	2		
34	3	18	4			1	5		
35	6	2	3	1		3	5		
36	7	10	1			4	3		
37	66		12	2		19	2		
38	4	6	1		1	8			
39	8		21		1	13			
40	10	22	10			20	1		
41	16	12	4	1	1	12			
42	10		12		2	15			
43	6	38	22			12			
44	3		10	2	6	12			
45	4	9	8		9	10			
46	2	1	12	4	4	16			
47	3	16	18			10			
48	3	1	10	2	5	9			
49	5	15	9	1	37	12			
50	1	43	20		10	13			
51	1	1	8	8	6	8			
52	3	13	2	2	2	7			

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下第3表の各表について同じ。)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
53	3	9	16	4	3	9			
54	2		13	1	4	2			
55	1	16	10	6	4	4			
56		1	13	2	4	4			
57	6	30	7	3	19				
58	2	12	19	6	14	1			
59			4	3					
60	1	6	12	16	14	2			
61	2		7	8	18	2			
62	2	7	23	10	13				
63			15	7	6				
64	1	20		40	13				
65		6	9		13				
66		1	14	4	14				
67	1		1		4				
68		14	15	11	11				
69		5			7				
70		1	12		14				
71				7	6				
72		31	1		5				
73			10	11	4				
74		5			8				
75			1	6	5				
76		8	7						
77				15	18				
78			1						
79		6	12	7					
80									
81		15	4						
82			7	9					
83									
84				8					
85		5							
86			10	15					
87									
88				8					
89				11					
90			7						
91				13					
92		9							
93	2			171					
94			12						
95									
96									
97									
98		1	2						
99			4						
100									
101									
102									
103									
104			14						

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
105		9							
106			1						
107									
108		1							
109			1						
110		1	8						
111									
112									
113			400						
114									
115									
116									
117		4							
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124		1							
125		122							
126									
127									
128									
129									
計	459	1,129	902	425	308	232	49	38	23
構成比	12.9%	31.7%	25.3%	11.9%	8.6%	6.5%	1.4%	1.1%	0.6%
適用職員数	3,565								

その2 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3
	人	人	人
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9	3		
10			
11			
12			
13	4		
14			
15			
16			
17	5		
18			
19			1
20			
21	2	2	1
22			
23			1
24			
25	3	2	1
26			
27			
28			
29	1		
30			
31			
32			
33	5	1	
34			
35			3
36			
37	2	1	1
38			
39			2
40			
41		1	
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			

級 号給	1	2	3
	人	人	人
49			1
50			
51			2
52			
53			
54			
55			2
56			
57			
58			
59			1
60			
61			
62			
63			1
64			
65			
66			
67			1
68			
69			21
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
計	25	7	39
構成比	35.2%	9.9%	54.9%
適用職員数	71		

その3 医療職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2		1		
3				
4				
5		3		
6		1		
7				
8				
9		4		
10				
11				
12				
13		2		
14				
15		1		
16				
17	2	8		
18				
19				
20				
21		6	1	
22		3	3	
23			1	
24		2	2	
25	1	4	1	
26		3	1	
27		1		
28			1	
29			1	
30		3	5	
31		1	2	
32		1	2	
33		4	1	
34		1	2	
35				
36			2	
37		1	1	
38		7	1	
39			1	
40		2	1	1
41		1	1	
42		4	3	
43				
44			1	
45		3		
46		2	1	
47		1	4	
48		4	3	1
49				
50		1	1	
51		2	2	
52			1	1
53	1	1	1	
54		1	2	
55		3	1	
56		2	2	1
57		3		1
58		2	2	
59		3		
60	1	1	1	

級 号給	1	2	3	4
61	人	人	人	人
62		3		2
63		2	1	
64		1		2
65		4		
66			1	1
67		2	1	
68		1	1	1
69		3	2	
70			1	2
71		1		
72		2		
73		4		
74		1	1	
75			1	
76		1	1	
77		5	2	
78				
79			1	
80			2	
81			1	
82			1	
83				
84			1	
85			5	
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
計	5	123	80	13
構成比	2.3%	55.6%	36.2%	5.9%
適用職員数	221			

その4 医療職給料表（3）

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5			1		
6					
7			6		
8					
9		8	1		
10					
11		1	9		
12					
13		26			
14					
15			3		
16					
17		23	3		
18				1	
19		1	7	1	
20			2	1	
21		25		1	
22			8		
23			1	3	
24			1		
25		25	7	1	
26			1	1	
27		1		2	
28		1	3	1	
29		21	2	2	
30					
31		1	4		
32		2		1	
33		8	2	3	
34			1	2	
35			8	1	
36			1		
37		9		3	
38				2	
39			4		
40			1		
41		3		3	
42			1	2	
43			3	1	
44		2	2	2	
45		3	2		
46		1	1	1	
47			1	1	1
48			1	1	
49		1	2	1	
50			1	1	
51			3	1	
52			2	2	1
53			5	3	
54			4	1	
55			2	4	1
56				2	
57			3		
58					
59			2	6	
60			1	2	1

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
61			1	1	
62			1		
63			1	1	
64			6	2	
65			2	1	
66				1	
67			2	1	
68			1	4	
69		1	1	1	
70			1		
71			2	1	
72			1	2	
73			1	1	
74			1	2	
75			1	4	
76			2	4	
77		1		1	
78			1	1	
79			1		
80			1	4	
81				1	
82				3	
83				2	
84				2	
85			1	2	
86			1	2	
87			1	4	
88				2	
89			1	6	
90					
91			1		
92			1		
93			1		
94			1		
95			1		
96					
97			2		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105		2			
106					
107					
108					
109					
計	-	166	149	116	4
構成比	-	38.2%	34.2%	26.7%	0.9%
適用職員数	435				

その5 保育教諭給料表

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13	5				
14					
15					
16					
17	12				
18					
19					
20					
21	17				
22					
23	25				
24					
25	7				
26					
27	26				
28					
29	8				
30					
31	14				
32	1				
33	9				
34	1			1	1
35	12	4			
36		3			4
37	10	9			2
38		1			1
39	12	2			5
40		2			1
41	3	5			3
42		9			1
43	15	1	1	1	1
44		3			4
45	7	6		1	3
46	1	8	1		4
47	10	5		3	6
48					2

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
49	6	5		1	
50	1				
51	14	7	1		
52	2	2			
53	7	4	2		
54		4			
55	3	1	1	2	
56	2	4	2	3	
57	10	2	1	2	
58	2	2	1		
59	5	7	2	2	
60	1	1	1	4	
61	10	5	1	1	
62	1		2		
63	1	1	2	2	
64		5	1		
65		2	1	4	
66	1	3	1	2	
67			2		
68		7	1	1	
69		1		2	
70	1	4	1	1	
71		7			
72		4		2	
73		3		1	
74				2	
75		1		1	
76				4	
77					
78		1		2	
79				2	
80		1	1	2	
81		1		1	
82		1	1	1	
83			1	1	
84			1	2	
85				2	
86		1			
87					
88		1	1		
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					



級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
97					
98					
99					
100			1		
101					
102					
103					
104					
105			1		
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117			2		
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
計	262	146	34	56	38
構成比	48.9%	27.2%	6.3%	10.5%	7.1%
適用職員数	536				

その6 高等学校等教育職給料表

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				1
20				
21				2
22				1
23				2
24				4
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				1
33				
34				
35				
36				
37				
38		2		
39				
40				1
41				
42				
43		2		
44				
45				
46				
47				
48				

級 号給	1	2	3	4
49	人	人	人	人
50		1		
51				
52		1		
53				
54				
55				
56				
57		1		
58				
59		1		
60		3		
61				
62		1		
63		1	3	
64			3	
65		2	1	
66				
67			5	
68			3	
69		2		
70		3		
71				
72		2		
73		1	1	
74		2		
75				
76				
77	1			
78			1	
79		2		
80		2		
81	1	2		
82		1		
83		3		
84		1		
85		1	2	
86		2		
87		1		
88		1		
89		1		
90		3		
91				
92		4		
93		1		
94		3		
95		2		
96		2		

給号	1	2	3	4
97	人	人	人	人
98		1		
99		1		
100		3		
101		1		
102		3		
103		1		
104		2		
105		2		
106		4		
107		1		
108		1		
109		1		
110		2		
111		3		
112		2		
113		1		
114		2		
115		2		
116		1		
117		3		
118		4		
119		5		
120		3		
121		1		
122		2		
123				
124		1		
125		6		
126		4		
127		1		
128		2		
129		2		
130		2		
131				
132		2		
133		1		
134				
135		1		
136		1		
137				
138				
139		1		
140				
141		3		
142		2		
143		1		
144				

給号	1	2	3	4
145	人	4	人	人
146		1		
147				
148		3		
149		3		
150		3		
151				
152				
153		1		
154				
155				
156				
157				
計	2	154	19	12
構成比	1.1%	82.4%	10.1%	6.4%
適用職員数	187			

その7 小学校中学校教育職給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		69			
18					
19		10			
20		1			
21		56			
22					1
23		7			
24		3			1
25		62			8
26					18
27		8			18
28		5			5
29		21			2
30		2			10
31		46			19
32		4			7
33		17			5
34		3			6
35		48			4
36		4			3
37		21			2
38		4			2
39		46			
40		1			
41		11			2
42		6			1
43		47			
44		1			
45		27			
46		10			
47		38			
48		5			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
49		11			
50		7			
51		37			
52		6			
53		6			
54		5			
55		7			
56		4			
57		26			
58		5			
59		12			
60		9			
61		6			
62		5			
63		32			
64		2			
65		13			
66		10			
67		27			
68		5			
69		13			
70		9			
71		33			
72		2			
73		3			
74		1	1	1	
75		2			
76		2			
77		10			
78		10		1	
79		30			
80		4			
81		18		3	
82		16	1	21	
83		17		13	
84		6		11	
85		6		3	
86		6		22	
87				9	
88		3	1	8	
89				2	
90			1	14	
91		7		8	
92		5		2	
93		7			
94		12	3	5	
95		2	2	2	
96		7	1		

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
97		19			
98		15	1	1	
99		12	5		
100		10	2		
101		9	1		
102		18	1		
103		5	2		
104		11	2		
105		10	1	1	
106		25			
107		6	1		
108		10			
109		15	10		
110		15			
111					
112		1			
113					
114					
115		6			
116		7			
117		17			
118		12			
119		3			
120		6			
121		8			
122		5			
123		7			
124		11			
125		8			
126		7			
127		6			
128		7			
129		12			
130		11			
131		12			
132		14			
133		5			
134		9			
135		12			
136		4			
137		8			
138		5			
139		9			
140		12			
141		7			
142		6			
143		14			
144		10			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
145		7			
146		12			
147		14			
148		11			
149		14			
150		10			
151		16			
152		8			
153		23			
154		23			
155		31			
156		23			
157		29			
158		47			
159		40			
160		36			
161		34			
162		40			
163		19			
164		23			
165		46			
計	-	1,996	36	127	114
構成比	-	87.8%	1.6%	5.6%	5.0%
適用職員数	2,273				

その8 小学校中学校行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人					
2		人				
3			人			
4				人		
5					人	
6						人
7						
8						
9		1				
10		2				
11						
12						
13		2				
14						
15						
16						
17						
18		1				
19		1	1			
20		1				
21						
22			1			
23		3	2			
24		2	1			
25			2			
26						
27		2	2			
28		1				
29	2					
30						
31			4			
32	1					
33	1		1	1		
34						
35	1			1		
36						
37		1	2	1		
38	2			2		
39			2			
40			1			
41				2		
42						
43						
44				2		
45				1	1	
46				1		
47						
48			1	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6
49	人			人	人	
50				2	1	
51						
52				3		
53						3
54						
55						
56						
57						
58				1		
59					1	3
60					1	
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69					1	
70						
71						
72				1		
73						
74				3		
75					1	
76				2	1	
77				2		
78					1	
79						
80				1		
81					1	
82						
83				1		
84						
85						
86					2	
87						
88						
89				2		
90						
91				1	1	
92				1		
93						
94						
95						
96						

級 号給	1	2	3	4	5	6
97	人	人	人	人	人	人
98						
99						
100						
101				6		
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
計	7	17	20	38	12	6
構成比	7.0%	17.0%	20.0%	38.0%	12.0%	6.0%
適用職員数	100					

その9 小学校中学校医療職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		1				
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37			1			
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						

級 号給	1	2	3	4	5	6
49	人	人	人	人	人	人
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85					1	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						



級 号給	1	2	3	4	5	6
97	人	人	人	人	人	人
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	-	1	1	-	1	-
構成比	-	33.3%	33.3%	-	33.3%	-
適用職員数	3					

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額等

その1 行政職給料表

年齢	級		1		2		3		4		5	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	14	155,057										
19	20	161,880										
20	20	167,310										
21	29	175,203										
22	91	186,581										
23	103	191,755										
24	81	196,135										
25	30	197,707	77	213,634								
26	20	202,555	78	219,374								
27	7	204,586	72	227,593								
28	15	207,813	93	232,992								
29	9	214,100	105	240,170								
30	10	214,490	99	245,807	2	260,250						
31	3	218,133	99	254,578	5	266,720						
32			81	262,180	10	279,470						
33			67	271,304	34	289,809						
34	2	214,100	61	276,611	39	297,862						
35	1	221,500	60	284,908	63	305,022	1	333,400				
36	1	223,000	39	289,079	49	309,680	2	345,350				
37			36	302,347	72	317,532	4	348,150				
38			27	303,259	54	320,304	11	353,900				
39			14	307,686	49	330,714	17	361,459				
40	1	225,300	11	322,564	60	333,803	22	363,327				
41			11	314,955	42	342,600	29	365,072				
42			13	324,892	40	346,483	32	364,841				
43			8	328,525	39	361,651	28	370,079				
44			3	350,467	30	362,073	37	373,981	3	393,733		
45			7	343,686	38	366,971	27	377,433	6	399,317		
46			3	352,700	30	372,363	34	376,812	17	400,712		
47			10	335,590	27	372,270	31	379,184	15	403,073		
48	2	240,700	9	348,344	27	377,300	21	380,386	22	405,995		
49			8	353,013	29	380,948	27	381,937	36	407,067		
50			10	358,220	31	382,858	27	383,481	37	407,422		
51			3	359,233	30	384,510	22	383,359	41	408,666		
52			4	361,975	18	383,822	10	387,660	27	410,063		
53			4	364,600	17	385,206	12	387,883	25	414,192		
54			3	361,567	16	388,550	10	390,680	20	415,185		
55			4	365,775	20	389,110	10	389,930	18	412,100		
56			1	366,500	8	388,913	2	391,700	19	414,342		
57			3	367,200	10	390,500	1	391,700	8	411,763		
58			4	361,475	10	391,070	3	391,567	7	410,986		
59			2	358,850	3	374,800	5	390,880	7	411,157		
60												
61												
62												
平均年齢/ 平均給料月額	23.9歳	190,173円	32.9歳	262,045円	42.7歳	343,049円	46.4歳	375,049円	51.8歳	408,835円		

(注) 給料月額には、経過措置に伴う差額を含む。

年齢	級		6		7		8		9		全	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18											14	155,057
19											20	161,880
20											20	167,310
21											29	175,203
22											91	186,581
23											103	191,755
24											81	196,135
25											107	209,168
26											98	215,942
27											79	225,554
28											108	229,495
29											114	238,111
30											111	243,246
31											107	254,123
32											91	264,080
33											101	277,534
34											102	283,511
35											125	294,926
36											91	300,682
37											112	313,745
38									1	479,900	93	321,045
39											80	333,218
40											94	338,244
41											82	346,839
42											85	350,092
43											75	361,264
44											73	368,933
45											78	370,991
46											84	379,199
47											83	376,000
48	3	425,433									84	380,951
49	9	427,211									109	391,589
50	17	430,235									122	395,028
51	17	433,188									113	399,703
52	23	435,452	1	461,900							83	407,016
53	28	435,836	8	459,638	1	488,300					95	414,580
54	28	438,318	7	461,514	1	491,000					85	417,724
55	28	435,889	5	459,280	4	485,625					89	415,800
56	22	433,350	9	456,744	11	482,355	1	503,400			73	432,704
57	25	432,000	13	455,115	12	480,283	5	500,100			77	437,309
58	18	433,883	3	457,933	2	478,750	12	498,083			59	432,651
59	14	431,914	3	452,567	7	479,057	4	497,550			45	431,616
60												
61												
62												
平均年齢/ 平均給料月額	54.6歳	433,993円	56.0歳	457,647円	57.1歳	481,632円	57.5歳	497,870円	39.6歳	317,181円		

その2 医療職給料表（1）

年齢	1		2		3		全	
	人	円	人	円	人	円	人	円
22								
23								
24								
25								
26	1	334,200					1	334,200
27	1	334,200					1	334,200
28	7	350,200					7	350,200
29								
30	3	376,700					3	376,700
31	2	396,950					2	396,950
32	3	405,100					3	405,100
33	2	386,950					2	386,950
34	1	422,100	2	453,200			3	442,833
35	2	394,250	2	463,900			4	429,075
36								
37	1	422,100	1	484,600			2	453,350
38	1	362,000	1	494,400			2	428,200
39					2	519,550	2	519,550
40								
41								
42					2	536,150	2	536,150
43					4	545,725	4	545,725
44					2	548,400	2	548,400
45								
46					1	572,600	1	572,600
47			1	503,700			1	503,700
48					3	578,667	3	578,667
49					1	590,800	1	590,800
50								
51					1	578,700	1	578,700
52					1	599,800	1	599,800
53	1	411,900			1	596,700	2	504,300
54					2	584,600	2	584,600
55					2	599,800	2	599,800
56					1	599,800	1	599,800
57					3	599,800	3	599,800
58					3	599,800	3	599,800
59					3	599,800	3	599,800
60					2	599,800	2	599,800
61					2	599,800	2	599,800
62					1	599,800	1	599,800
63								
64								
65					1	599,800	1	599,800
66								
67					1	599,800	1	599,800
平均年齢/ 平均給料月額	32.3歳	377,584円	37.5歳	473,843円	52.9歳	580,285円	44.1歳	498,417円

その3 医療職給料表（2）

年齢	級		1		2		3		4		全	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18												
19												
20												
21			1	180,000							1	180,000
22			2	185,800							2	185,800
23	1	182,300	3	191,700							4	189,350
24			6	199,550							6	199,550
25	1	192,100	11	207,536							12	206,250
26	1	182,300	6	211,800							7	207,586
27			9	213,811							9	213,811
28			5	222,360							5	222,360
29			11	231,091							11	231,091
30			6	236,017							6	236,017
31			5	247,180							5	247,180
32	1	242,700	2	261,400							3	255,167
33			2	253,800							2	253,800
34			7	274,500							7	274,500
35			8	271,875							8	271,875
36			8	281,513							8	281,513
37	1	255,600	9	292,367							10	288,690
38			6	289,733							6	289,733
39			5	308,080	2	340,000					7	317,200
40			3	316,400	3	343,333					6	329,867
41			3	297,500	5	353,320					8	332,388
42			2	269,750	8	353,713					10	336,920
43			1	309,000	1	367,000					2	338,000
44			1	271,200	3	369,900					4	345,225
45					5	375,680					5	375,680
46					8	380,063					8	380,063
47					5	388,440					5	388,440
48			1	306,900	4	403,900					5	384,500
49					5	392,940					5	392,940
50					7	410,386					7	410,386
51					2	388,400	1	443,800			3	406,867
52					3	423,300					3	423,300
53					5	421,960	1	448,900			6	426,450
54					4	422,500	1	452,900			5	428,580
55					3	432,167	1	440,400			4	434,225
56					3	432,467	1	449,900			4	436,825
57					2	430,100	2	436,750			4	433,425
58							4	445,175			4	445,175
59					2	433,500	2	450,200			4	441,850
60												
平均年齢/ 平均給料月額	29.0歳	211,000円	32.1歳	249,311円	48.4歳	390,809円	56.9歳	445,423円	39.4歳	311,201円		

その4 医療職給料表（3）

年齢	級		1		2		3		4		5		全	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18														
19														
20														
21			8	213,389									8	213,389
22			24	217,948									24	217,948
23			23	220,449									23	220,449
24			28	223,320									28	223,320
25			23	229,351									23	229,351
26			19	235,236									19	235,236
27			9	240,866									9	240,866
28			12	243,600									12	243,600
29			4	243,882	4	282,045							8	262,964
30			1	252,600	5	288,984							6	282,920
31			3	249,676	6	295,578							9	280,277
32			3	244,965	8	301,189							11	285,855
33					1	310,260							1	310,260
34			1	237,528	8	322,565							9	313,116
35			2	251,100	4	301,247							6	284,531
36			1	291,200	11	325,835							12	322,949
37					7	338,022	2	364,002					9	343,795
38					6	329,977							6	329,977
39					6	352,409							6	352,409
40					5	355,839	1	398,772					6	362,995
41			2	277,650	7	357,543	1	407,236					10	346,534
42					8	363,344	5	374,735					13	367,725
43			1	237,528	6	359,455	7	378,181					14	360,109
44					8	380,471	5	407,475					13	390,857
45					4	379,988	8	403,813					12	395,871
46					1	379,800	3	390,233					4	387,625
47			1	334,600	2	394,017	10	417,030					13	407,149
48					6	392,039	6	415,700					12	403,869
49					4	373,580	5	415,705					9	396,983
50					7	384,199	4	428,215					11	400,205
51			1	334,600	3	376,444	4	434,134					8	400,058
52					1	364,800	5	439,945					6	427,421
53					4	369,663	11	436,918					15	418,983
54					7	401,339	10	442,150	1	465,200			18	427,560
55					2	361,518	13	445,694					15	434,470
56					4	374,896	6	452,678					10	421,565
57					1	373,169	4	449,592					5	434,308
58					1	387,799	2	445,360	2	468,624			5	443,153
59					2	393,077	4	438,725	1	461,900			7	428,993
60														
61														
62														
平均年齢/ 平均給料月額	-	-	26.0歳	230,733円	42.2歳	349,405円	50.5歳	422,994円	57.7歳	466,087円	38.4歳	324,816円		

（注） 給料月額には、給料の調整額を含む。

その5 保育教諭給料表

年齢	級		1		2		3		4		5		全		
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
20	5	174,000											5	174,000	
21	12	179,500											12	179,500	
22	42	188,462											42	188,462	
23	32	193,441											32	193,441	
24	23	197,839											23	197,839	
25	21	202,919											21	202,919	
26	23	209,230											23	209,230	
27	18	215,811											18	215,811	
28	17	221,512											17	221,512	
29	25	228,800											25	228,800	
30	13	235,846											13	235,846	
31	17	239,629	2	266,000									19	242,405	
32	7	241,486	9	268,667									16	256,775	
33	6	241,533	9	279,556									15	264,347	
34			19	282,316									19	282,316	
35			17	292,506									17	292,506	
36	1	229,100	12	299,542									13	294,123	
37			14	312,236									14	312,236	
38			19	321,742									19	321,742	
39			14	311,421	3	350,633							17	318,341	
40			7	330,071									7	330,071	
41			4	310,500	5	360,640							9	338,356	
42			8	314,900	3	362,767	1	388,900					12	333,033	
43			8	327,850	2	368,400							10	335,960	
44					8	367,100	2	384,500					10	370,580	
45					1	369,300	2	392,100					3	384,500	
46			2	318,250	1	370,600	5	400,480					8	376,188	
47			1	341,800			4	400,000					5	388,360	
48					1	376,000	4	402,400					5	397,120	
49			1	323,000	2	385,900	10	401,680					13	393,200	
50							5	404,740					5	404,740	
51					2	385,950	4	406,525					6	399,667	
52							8	409,238	3	416,900			11	411,327	
53					1	383,500			5	417,560			6	411,883	
54					2	391,300	4	410,225	4	421,600			10	410,990	
55							2	406,750	5	421,920			7	417,586	
56					2	391,550	1	411,300	8	421,650			11	415,236	
57					1	392,400	1	409,200	2	419,750			4	410,275	
58									7	417,800			7	417,800	
59								3	408,400	4	418,100			7	413,943
60															
61															
62															
平均年齢/ 平均給料月額	26.2歳	208,519円	37.6歳	302,995円	46.2歳	371,124円	50.6歳	403,477円	56.1歳	419,584円	35.3歳	279,900円			

その6 高等学校等教育職給料表

年齢	1		2		3		4		全	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27			2	289,328					2	289,328
28			1	302,744					1	302,744
29										
30			2	314,652					2	314,652
31	1	290,160	2	333,476					3	319,037
32			4	343,590					4	343,590
33			3	347,539					3	347,539
34	1	295,880	5	361,458					6	350,528
35			4	378,118					4	378,118
36			5	380,411					5	380,411
37			5	381,468					5	381,468
38			9	382,701					9	382,701
39			5	402,072					5	402,072
40			4	402,029					4	402,029
41			7	398,365					7	398,365
42			7	411,583					7	411,583
43			9	412,545					9	412,545
44			12	416,634					12	416,634
45			4	412,403					4	412,403
46			7	426,197					7	426,197
47			14	420,828					14	420,828
48			10	418,725					10	418,725
49			7	423,563	2	440,600			9	427,349
50			10	431,336	3	443,600			13	434,166
51			4	438,022	5	443,640			9	441,143
52			2	438,516	2	441,400			4	439,958
53			2	428,126	3	446,300	1	459,600	6	442,459
54			1	442,520	4	447,700			5	446,664
55							3	458,933	3	458,933
56			2	441,168			5	459,940	7	454,577
57			1	440,752			3	461,133	4	456,038
58			3	440,544					3	440,544
59			1	438,152					1	438,152
60										
61										
62										
平均年齢/ 平均給料月額	32.8歳	293,020円	43.7歳	403,699円	52.2歳	444,353円	56.1歳	459,958円	45.3歳	410,256円

(注) 給料月額には、教職調整額を含む。



その7 小学校中学校教育職給料表

年齢	級		1		2		特2		3		4		全		
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18															
19															
20															
21															
22			66	226,921									66	226,921	
23			69	233,444									69	233,444	
24			81	242,483									81	242,483	
25			72	254,763									72	254,763	
26			78	268,138									78	268,138	
27			66	278,631									66	278,631	
28			69	289,715									69	289,715	
29			71	295,839									71	295,839	
30			63	304,344									63	304,344	
31			61	317,305									61	317,305	
32			53	327,758									53	327,758	
33			59	339,889									59	339,889	
34			52	348,427									52	348,427	
35			52	360,408									52	360,408	
36			53	367,205									53	367,205	
37			41	378,552									41	378,552	
38			50	388,946									50	388,946	
39			48	396,907									48	396,907	
40			54	399,297									54	399,297	
41			37	400,607	1	418,987							38	401,091	
42			39	410,915									39	410,915	
43			33	412,085	1	427,040							34	412,525	
44			34	415,956									34	415,956	
45			25	416,437	2	432,391							27	417,619	
46			57	421,697									57	421,697	
47			35	423,012	2	435,359	2	434,458					39	424,232	
48			29	425,954	5	435,645	9	435,432					43	429,064	
49			38	425,627	4	437,081	19	435,568					61	429,474	
50			38	427,470	2	438,167	18	435,715					58	430,398	
51			29	427,528	2	438,167	5	435,253	2	453,818			38	430,488	
52			34	430,231	4	437,743	16	436,171	2	453,002			56	433,278	
53			49	430,704	2	438,697	13	436,104	3	451,610			67	432,927	
54			63	430,764	4	438,856	8	437,299	6	454,786			81	433,589	
55			62	431,325	3	437,637	11	436,218	16	453,589			92	435,988	
56			47	431,178	1	439,332	7	436,220	22	451,928			77	437,670	
57			62	430,337	2	439,332	5	436,496	18	451,627			87	435,303	
58			59	430,327	1	439,332	10	435,528	20	451,408			90	435,690	
59			68	431,584				4	436,242	24	452,688			96	437,054
60										1	447,602			1	447,602
61															
62															
平均年齢/ 平均給料月額	-	-	39.5歳	357,481円	51.4歳	436,521円	53.0歳	435,936円	57.2歳	452,338円	41.3歳	367,874円			

(注) 給料月額には、教職調整額、給料の調整額を含む。

その8 小学校中学校行政職給料表

年齢	級		1		2		3		4	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	2	193,795								
23	2	201,436								
24	1	205,206								
25	2	207,855	2	219,878						
26			4	223,393						
27			4	236,767						
28			2	242,549						
29			1	241,377	1	264,506				
30			2	242,040	1	274,491				
31			1	246,471	5	275,551				
32			1	255,642	3	279,178				
33					3	280,707				
34					3	292,492				
35										
36					3	303,632				
37					1	294,462	2	343,624		
38							3	338,274		
39							5	348,912		
40							2	360,079		
41							4	361,251		
42							1	363,951		
43										
44							1	369,656		
45										
46										
47										
48							5	379,662		
49							2	381,680		
50							1	380,864		
51							5	384,593		
52							1	387,895		
53										
54										
55							2	391,461		
56							3	391,461		
57							1	398,186		
58										
59										
60										
61										
62										
平均年齢/ 平均給料月額	23.9歳	201,625円	28.2歳	234,886円	33.2歳	283,962円	46.3歳	369,850円		

年齢	級		6		全	
	5		6		全	
	人	円	人	円	人	円
18						
19						
20						
21						
22					2	193,795
23					2	201,436
24					1	205,206
25					4	213,867
26					4	223,393
27					4	236,767
28					2	242,549
29					2	252,942
30					3	252,857
31					6	270,704
32					4	273,294
33					3	280,707
34					3	292,492
35						
36					3	303,632
37					3	327,236
38					3	338,274
39					5	348,912
40					2	360,079
41					4	361,251
42	2	378,215			3	373,460
43						
44					1	369,656
45	2	387,437			2	387,437
46						
47						
48					5	379,662
49	1	392,785			3	385,381
50	1	395,536			2	388,200
51	1	395,944	1	410,820	7	389,962
52	3	397,540	1	410,820	5	398,267
53	1	398,695			1	398,695
54			1	410,820	1	410,820
55	1	400,020			3	394,314
56					3	391,461
57			1	408,986	2	403,586
58			1	408,986	1	408,986
59			1	408,986	1	408,986
60						
61						
62						
平均年齢/ 平均給料月額	49.4歳	392,242円	55.6歳	409,903円	40.0歳	323,043円

その9 小学校中学校医療職給料表

年齢	級		1		2		3		4	
	人	円	人	円	人	円	人	円		
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24			1	214,376						
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33							1	279,280		
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51										
52										
53										
54										
55										
56										
57										
58										
59										
60										
61										
62										
平均年齢/ 平均給料月額	—	—	24.2歳	214,376円	33.9歳	279,280円	—	—		

年齢	級		5		6		全	
	人	円	人	円	人	円	人	円
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24							1	214,376
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33							1	279,280
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56	1	413,673					1	413,673
57								
58								
59								
60								
61								
62								
平均年齢/ 平均給料月額	56.7歳	413,673円	—	—	—	—	38.3歳	302,443円

第5表 扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である 配偶者を有する者	扶養親族である子 を有する者	配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1 人	956 人	269 人	612 人	75 人
2 人	1,079 人	318 人	1,055 人	38 人
3 人	675 人	473 人	675 人	17 人
4 人	140 人	117 人	140 人	7 人
5 人	20 人	17 人	20 人	7 人
6 人以上	4 人	3 人	4 人	1 人
計	2,874 人	1,197 人	2,506 人	145 人

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第6表 住居手当の支給状況

区 分	職 員 数
支給されている職員数	1,848 人
手当月額30,000円未満の受給者	329 人
手当月額30,000円の受給者	1,519 人
支給されていない職員数	5,543 人
計	7,391 人
支給されている職員1人当たりの平均手当月額	29,325 円

(注) 住居手当を支給されている職員は、借家・借間に居住する者である。

第7表 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数
支給されている職員数	6,486 人
交通機関利用者	975 人
交通用具使用者 (月額)	5,212 人
2km以上 4km未満 (2,500円)	1,258 人
4km以上 7km未満 (5,100円)	1,564 人
7km以上 10km未満 (6,700円)	842 人
10km以上 13km未満 (8,300円)	511 人
13km以上 15km未満 (9,900円)	246 人
15km以上 18km未満 (11,400円)	234 人
18km以上 20km未満 (13,000円)	97 人
20km以上 25km未満 (14,500円)	175 人
25km以上 30km未満 (17,100円)	122 人
30km以上 35km未満 (19,800円)	66 人
35km以上 40km未満 (21,900円)	41 人
40km以上 45km未満 (24,300円)	23 人
45km以上 50km未満 (25,800円)	13 人
50km以上 55km未満 (27,300円)	6 人
55km以上 60km未満 (28,600円)	9 人
60km以上 (29,900円)	5 人
交通機関と交通用具の併用者	299 人
支給されていない職員数	905 人
計	7,391 人
支給されている職員1人当たりの平均手当月額	7,642 円

第8表 行政職給料表適用職員の管理職手当の支給状況

区 分	受 給 者	手 当 月 額
局 長 級	21 人	131,100 円
局 次 長 級	26 人	110,000 円
担 当 部 長	10 人	106,400 円
理 事 級	2 人	103,200 円
参 与 級	49 人	92,000 円
課 長 級	109 人	83,000 円
担 当 課 長	49 人	78,700 円
参 事 級	65 人	72,300 円
計	331 人	



## 2 民間給与関係

### 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院、静岡県人事委員会等及び本委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 母集団事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の公務を除くすべての大分類に該当する306事業所

##### イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種、その他の職種54職種、合計76職種  
(うち初任給関係職種18職種)

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から無作為に抽出された116事業所の調査を行った。

調査の完了した事業所は、第9表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

##### ウ 調査実人員

初任給関係職種は484人(うち、行政職相当の調査実人員449人)で、初任給関係以外の調査職種は5,730人(うち、行政職相当5,329人)である。

なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、23,385人(うち、行政職相当19,692人)である。

#### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		101	51	37	13
農業、林業、漁業		0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		5	3	2	0
製造業		30	14	9	7
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		31	10	16	5
卸売業、小売業		9	6	3	0
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業		10	9	1	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業		16	9	6	1

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が15あった。
- 2 標本事業所116に占める調査事業所101の割合(調査完了率)は、87.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。
- 4 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第 10 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模 計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
		円	円	円	円
新卒事務員	大学卒	209,541	211,807	208,524	199,250
	短大卒	189,554	199,663	*	*
	高校卒	171,074	174,570	166,683	—
新卒技術者	大学卒	217,087	227,860	214,904	210,333
	短大卒	190,812	194,339	*	—
	高校卒	175,928	182,914	169,379	170,567
新卒事務員・技術者計	大学卒	211,460	214,326	210,233	205,900
	短大卒	190,152	196,698	169,338	*
	高校卒	173,714	178,714	167,834	170,567

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 \*印は、調査事業所が1事業所の場合である。

(参 考)

		円
本市職員の初任給 (行政(一般))	大学卒	197,690
	短大卒	177,232
	高校卒	162,816

(注) 金額は、令和5年4月現在の給料と地域手当の合計額である。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 全規模

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長 卒 大卒 短大卒 高校卒 中卒  工場長 卒 大卒 短大卒 高校卒 中卒  事務部長 卒 大卒 短大卒 高校卒 中卒  技術部長 卒 大卒 短大卒 高校卒 中卒  事務部次長 卒 大卒 短大卒 高校卒 中卒  技術部次長 卒 大卒 短大卒 高校卒 中卒  事務課長 卒 大卒 短大卒 高校卒 中卒  技術課長 卒 大卒 短大卒 高校卒 中卒	14	55.6	777,406	8,903	768,503	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	10	56.4	827,883	0	827,883	
	*	*	*	*	*	
	3	55.3	667,603	41,362	626,241	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	3	54.3	860,480	0	860,480	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	3	54.3	860,480	0	860,480	
	-	-	-	-	-	
	216	52.9	633,433	2,349	631,084	2課以上又は構成員20人以 上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	191	52.8	644,494	1,562	642,932	
	10	52.6	591,950	16,696	575,254	
	15	54.1	511,139	3,058	508,081	
	-	-	-	-	-	
	91	53.1	612,574	3,846	608,728	同 上
	61	52.8	633,709	5,556	628,153	
	16	52.5	557,420	1,015	556,405	
	14	54.9	588,166	0	588,166	
-	-	-	-	-		
188	52.2	649,930	5,565	644,365	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
172	52.0	657,531	5,867	651,664		
10	53.9	538,543	48	538,495		
6	56.0	516,671	1,955	514,716		
-	-	-	-	-		
67	52.4	577,676	7,786	569,890	同 上	
53	52.3	589,293	6,298	582,995		
8	51.5	515,608	22,959	492,649		
6	54.1	561,450	0	561,450		
-	-	-	-	-		
521	46.8	535,501	7,308	528,193	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と 同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
425	46.1	543,332	7,131	536,201		
41	49.5	495,512	11,941	483,571		
55	51.9	495,630	5,337	490,293		
-	-	-	-	-		
275	48.6	541,083	11,899	529,184	同 上	
192	47.6	561,899	10,766	551,133		
32	51.0	430,701	8,453	422,248		
51	51.2	525,796	18,837	506,959		
-	-	-	-	-		

(注) 1 \*印は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から  
職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	215	46.0	513,601	31,977	481,624	前記課長に事故等のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を 有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課長代理級専門 職 中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち課長代理以上に直属し部下を有す る者 係長等のいない事業所において職能資 格等が上記主任と同等と認められる主 任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	173	45.0	522,594	33,881	488,713	
	短 大 卒	22	49.2	448,341	29,463	418,878	
	高 校 卒	19	51.6	493,783	16,067	477,716	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	187	52.6	571,524	54,050	517,474	
	大 学 卒	140	51.5	570,175	50,755	519,420	
	短 大 卒	15	55.9	589,180	80,168	509,012	
	高 校 卒	32	55.7	566,791	53,068	513,723	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	380	46.4	444,453	47,109	397,344	
	大 学 卒	242	44.7	448,170	49,582	398,588	
	短 大 卒	46	49.7	401,618	27,092	374,526	
	高 校 卒	90	50.1	455,387	48,967	406,420	
	中 学 卒	2	54.5	454,742	92,129	362,613	
	技術係長	366	44.7	457,765	72,912	384,853	
	大 学 卒	231	43.2	458,571	75,562	383,009	
	短 大 卒	47	47.8	413,134	60,375	352,759	
	高 校 卒	85	48.1	482,295	71,553	410,742	
	中 学 卒	3	51.0	538,064	67,507	470,557	
	事務主任	267	41.4	388,654	60,279	328,375	
	大 学 卒	147	37.0	407,614	75,087	332,527	
	短 大 卒	52	48.0	356,448	36,900	319,548	
	高 校 卒	67	48.9	359,719	36,171	323,548	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	202	43.8	421,742	80,345	341,397	
	大 学 卒	88	37.3	385,255	75,391	309,864	
	短 大 卒	30	51.1	387,492	67,794	319,698	
高 校 卒	74	47.0	468,984	88,602	380,382		
中 学 卒	10	52.6	584,855	131,314	453,541		
事務係員	1,517	36.2	329,843	46,634	283,209		
大 学 卒	997	33.3	342,341	54,308	288,033		
短 大 卒	223	43.8	316,384	33,753	282,631		
高 校 卒	294	41.7	290,314	25,987	264,327		
中 学 卒	3	43.4	296,140	29,500	266,640		
技術係員	820	32.7	337,075	53,687	283,388		
大 学 卒	541	31.1	340,581	57,165	283,416		
短 大 卒	117	37.8	323,016	42,017	280,999		
高 校 卒	160	38.5	325,230	40,225	285,005		
中 学 卒	2	55.5	486,899	108,999	377,900		

(注) 1 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から  
職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から  
職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	11	56.3	843,655	0	843,655	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	大学卒	9	56.5	862,329	0	862,329	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	55.1	752,046	0	752,046	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	2	55.5	962,197	0	962,197	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	55.5	962,197	0	962,197	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	128	52.6	642,846	1,356	641,490	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	大学卒	116	52.7	645,215	1,067	644,148	
	短大卒	5	51.9	681,003	430	680,573	
	高校卒	7	51.9	558,848	8,307	550,541	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	43	54.0	684,173	500	683,673	同 上
	大学卒	33	53.6	691,934	642	691,292	
	短大卒	3	55.2	669,926	0	669,926	
	高校卒	7	55.4	652,636	0	652,636	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	134	52.1	673,628	7,059	666,569	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	大学卒	123	52.0	679,966	7,373	672,593	
	短大卒	6	54.8	581,396	88	581,308	
	高校卒	5	56.1	530,439	2,321	528,118	
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	39	53.2	620,308	19	620,289	同 上	
大学卒	33	52.9	620,546	23	620,523		
短大卒	2	54.5	615,500	0	615,500		
高校卒	4	55.3	620,728	0	620,728		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	371	46.2	555,512	7,766	547,746	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と 同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
大学卒	308	45.4	559,567	7,512	552,055		
短大卒	24	48.2	527,157	15,337	511,820		
高校卒	39	53.0	533,999	5,358	528,641		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	152	49.4	611,105	2,454	608,651	同 上	
大学卒	119	48.5	613,915	1,190	612,725		
短大卒	4	50.5	582,225	0	582,225		
高校卒	29	53.6	599,521	9,023	590,498		
中学校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	134	46.1	521,365	40,971	480,394	前記課長に事故等のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を 有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課長代理級専門 職 中間職（課長一係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち課長代理以上に直属し部下を有す る者 係長等のいない事業所において職能資 格等が上記主任と同等と認められる主 任 中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	107	45.1	526,755	44,025	482,730	
	短 大 卒	13	49.5	465,578	41,789	423,789	
	高 校 卒	13	51.9	521,114	11,344	509,770	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	164	52.9	576,457	54,039	522,418	
	大 学 卒	122	51.8	575,544	51,005	524,539	
	短 大 卒	11	56.6	596,839	78,676	518,163	
	高 校 卒	31	55.9	568,684	53,329	515,355	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	233	48.0	447,977	48,536	399,441	
	大 学 卒	140	46.4	444,040	50,346	393,694	
	短 大 卒	24	48.5	393,461	27,017	366,444	
	高 校 卒	68	51.4	475,949	51,103	424,846	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	239	44.8	482,536	76,813	405,723	
	大 学 卒	162	43.3	471,487	76,579	394,908	
	短 大 卒	13	49.2	482,155	64,922	417,233	
	高 校 卒	61	49.6	525,246	81,238	444,008	
	中 学 卒	3	51.0	538,064	67,507	470,557	
	事務主任	175	41.6	402,740	68,606	334,134	
	大 学 卒	91	36.9	426,159	90,313	335,846	
	短 大 卒	37	48.3	365,767	35,262	330,505	
	高 校 卒	47	49.5	365,362	33,276	332,086	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	104	43.3	469,583	90,661	378,922	
	大 学 卒	34	34.1	367,430	61,014	306,416	
	短 大 卒	3	47.2	473,412	80,633	392,779	
高 校 卒	57	46.8	510,715	102,501	408,214		
中 学 卒	10	52.6	584,855	131,314	453,541		
事務係員	989	36.1	324,054	45,104	278,950		
大 学 卒	653	33.4	331,600	50,871	280,729		
短 大 卒	117	43.9	329,047	40,091	288,956		
高 校 卒	216	41.6	294,280	27,421	266,859		
中 学 卒	3	43.4	296,140	29,500	266,640		
技術係員	440	30.8	345,208	59,742	285,466		
大 学 卒	318	30.0	344,273	60,121	284,152		
短 大 卒	38	32.8	326,799	49,067	277,732		
高 校 卒	82	39.1	366,335	61,748	304,587		
中 学 卒	2	55.5	486,899	108,999	377,900		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
支店長 大卒 短大卒 高校卒 中卒  工場長 大卒 短大卒 高校卒  事務部長 大卒 短大卒 高校卒  技術部長 大卒 短大卒 高校卒  事務部次長 大卒 短大卒 高校卒  技術部次長 大卒 短大卒 高校卒  事務課長 大卒 短大卒 高校卒  技術課長 大卒 短大卒 高校卒	3	53.8	607,018	31,800	575,218	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)  構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)  2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)  同 上  上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)  同 上  2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と 同等と認められる課の長及 び課長級専門職  同 上	
	*	*	*	*	*		
	*	*	*	*	*		
	*	*	*	*	*		
	-	-	-	-	-		
	*	*	*	*	*		
	-	-	-	-	-		
	-	-	-	-	-		
	*	*	*	*	*		
	-	-	-	-	-		
	81	53.3	622,469	346	622,123		
	71	53.0	642,421	395	642,026		
	4	53.3	477,961	0	477,961		
	6	55.6	484,403	0	484,403		
	-	-	-	-	-		
	41	52.5	551,186	2,911	548,275		
	23	52.2	556,659	4,564	552,095		
	13	52.1	542,730	1,148	541,582		
	5	55.0	547,743	0	547,743		
	-	-	-	-	-		
	48	52.6	582,662	683	581,979		
	44	52.5	590,647	741	589,906		
	3	53.1	503,108	0	503,108		
	*	*	*	*	*		
-	-	-	-	-			
25	51.6	519,455	19,615	499,840			
17	51.9	538,514	18,503	520,011			
6	50.6	486,090	29,743	456,347			
2	52.2	463,457	0	463,457			
-	-	-	-	-			
131	48.6	481,284	3,252	478,032			
106	48.1	494,590	4,048	490,542			
16	51.3	444,963	0	444,963			
9	49.5	397,186	0	397,186			
-	-	-	-	-			
95	47.8	452,986	16,715	436,271			
55	45.8	475,166	24,556	450,610			
28	51.1	418,979	9,107	409,872			
12	48.8	434,938	456	434,482			
-	-	-	-	-			



職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	79	45.7	504,751	16,837	487,914	前記課長に事故等のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を 有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認 められる課長代理及び課長代理級専門 中間職（課長一係長間）
	大学卒	66	44.9	515,242	15,958	499,284	
	短大卒	8	48.9	438,606	15,833	422,773	
	高校卒	5	51.3	470,192	29,521	440,671	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	-
	技術課長代理	15	42.8	454,282	82,559	371,723	同 上
	大学卒	10	41.8	445,681	80,432	365,249	
	短大卒	4	46.3	491,126	99,268	391,858	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	130	44.6	443,947	44,432	399,515	係の長及び係長級専門職
	大学卒	91	43.0	458,871	49,800	409,071	
	短大卒	21	50.6	411,573	28,289	383,284	
	高校卒	18	47.0	398,680	33,308	365,372	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	95	45.3	416,952	74,692	342,260	同 上
	大学卒	52	42.8	431,816	85,546	346,270	
	短大卒	29	47.8	377,745	52,600	325,145	
	高校卒	14	49.0	446,808	82,244	364,564	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	80	40.4	362,122	44,109	318,013	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任の うち課長代理以上に直属し部下を有す る者 係長等のいない事業所において職能資 格等が上記主任と同等と認められる主 任 中間職（係長一係員間）
	大学卒	52	36.8	366,431	43,734	322,697	
	短大卒	13	47.3	335,450	38,858	296,592	
	高校卒	14	46.9	368,061	47,578	320,483	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	86	44.7	377,640	70,993	306,647	同 上
	大学卒	48	39.2	388,628	80,391	308,237	
	短大卒	25	51.8	378,885	66,419	312,466	
高校卒	13	48.6	337,897	48,678	289,219		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	458	36.1	347,288	52,157	295,131		
大学卒	310	33.3	369,188	63,508	305,680		
短大卒	90	43.6	301,043	25,698	275,345		
高校卒	58	41.7	282,002	22,300	259,702		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	315	36.4	325,891	43,955	281,936		
大学卒	189	34.4	332,407	49,821	282,586		
短大卒	73	40.0	320,584	37,298	283,286		
高校卒	53	39.0	306,029	29,271	276,758		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
支店長 工場長 事務部長 技術部長 事務部次長 技術部次長 事務課長 技術課長	支店長 大学卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
	支店長 短大卒	-	-	-	-	-	
	支店長 高校卒	-	-	-	-	-	
	支店長 中学校卒	-	-	-	-	-	
	工場長 大学卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工場長 短大卒	-	-	-	-	-	
	工場長 高校卒	-	-	-	-	-	
	工場長 中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長 大学卒	7	54.1	613,328	44,752	568,576	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と 同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。)
	事務部長 短大卒	4	54.3	665,312	37,853	627,459	
	事務部長 高校卒	*	*	*	*	*	
	事務部長 中学校卒	2	54.5	479,740	0	479,740	
	技術部長 大学卒	7	52.5	658,782	24,223	634,559	同 上
	技術部長 短大卒	5	52.1	710,055	33,912	676,143	
	技術部長 高校卒	2	53.5	530,600	0	530,600	
	技術部長 中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長 大学卒	6	49.0	470,088	0	470,088	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	事務部次長 短大卒	5	48.3	476,186	0	476,186	
	事務部次長 高校卒	*	*	*	*	*	
	事務部次長 中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長 大学卒	3	48.2	565,267	0	565,267	同 上
	技術部次長 短大卒	3	48.2	565,267	0	565,267	
	技術部次長 高校卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長 中学校卒	-	-	-	-	-	
事務課長 大学卒	19	49.1	451,037	26,548	424,489	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と 同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
事務課長 短大卒	11	48.5	461,105	25,433	435,672		
事務課長 高校卒	*	*	*	*	*		
事務課長 中学校卒	7	49.4	421,494	13,285	408,209		
技術課長 大学卒	28	47.3	453,706	48,602	405,104	同 上	
技術課長 短大卒	18	46.7	453,701	37,466	416,235		
技術課長 高校卒	10	48.2	453,713	68,646	385,067		
技術課長 中学校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
人	歳	円	円	円		
事務課長代理	2	48.5	307,508	0	307,508	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	8	49.1	427,925	0	427,925	同 上
大学卒	8	49.1	427,925	0	427,925	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係長	17	44.1	403,826	53,873	349,953	係の長及び係長級専門職
大学卒	11	41.6	388,327	37,681	350,646	
短大卒	*	*	*	*	*	
高校卒	4	46.0	445,405	98,817	346,588	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技術係長	32	42.0	367,359	31,555	335,804	同 上
大学卒	17	43.7	381,280	28,843	352,437	
短大卒	5	43.5	449,978	99,060	350,918	
高校卒	10	38.3	302,384	2,414	299,970	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務主任	12	46.3	347,552	39,584	307,968	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
大学卒	4	40.8	422,711	52,119	370,592	
短大卒	2	48.5	354,150	49,913	304,237	
高校卒	6	49.2	295,247	27,785	267,462	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術主任	12	39.9	417,324	77,999	339,325	同 上
大学卒	6	35.7	444,245	101,959	342,286	
短大卒	2	44.5	400,842	71,292	329,550	
高校卒	4	44.0	385,185	45,415	339,770	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務係員	70	38.6	287,685	27,000	260,685	
大学卒	34	33.3	295,402	31,037	264,365	
短大卒	16	43.2	299,134	27,848	271,286	
高校卒	20	44.1	265,405	19,458	245,947	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術係員	65	34.7	293,419	31,232	262,187	
大学卒	34	33.3	315,158	43,901	271,257	
短大卒	6	39.2	338,885	75,556	263,329	
高校卒	25	35.5	258,673	7,533	251,140	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

その2 公民給与比較の対象外職種

全規模

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
技能・ 労務 関係 職種	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。  電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。	
電話交換手	-	-	-	-	-		
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-		
守衛 用務員	5 -	54.2 -	349,842 -	17,512 -	332,330 -		
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	11	58.4	639,021	0	639,021	
	大学教授	21	56.3	554,817	0	554,817	
	大学准教授	24	49.8	500,057	0	500,057	
	大学講師	13	44.0	412,381	0	412,381	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
高等学校教諭	22	42.4	413,895	20,284	393,611		
研究 関係 職種	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	18	53.3	576,178	6	576,172	
	研究室(係)長	16	42.9	424,168	38,181	385,987	
	主任研究員	-	-	-	-	-	
	研究員	57	36.6	347,275	32,603	314,672	
	研究補助員	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師 5人以上	
副院長	2	62.0	1,176,956	156,119	1,020,837	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
医科長	22	51.7	1,214,186	249,379	964,807	部下に医師又は歯科医師 1人以上	
医師	23	36.1	953,133	213,639	739,494		
歯科医師	-	-	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	薬局長	3	54.8	592,739	66,656	526,083	部下に薬剤師 2人以上
	薬剤師	14	33.6	378,902	21,660	357,242	
	診療放射線技師	15	37.6	434,643	26,707	407,936	
	臨床検査技師	19	32.1	374,708	8,587	366,121	
	栄養士	12	38.5	355,339	19,785	335,554	
	理学療法士	14	32.1	330,281	7,321	322,960	
	作業療法士	8	36.9	329,094	7,195	321,899	
	総看護師長	*	*	*	*	*	部下に看護師長 5人以上
看護師長	17	54.8	495,139	26,668	468,471	部下に看護師又は准看護師 5人以上	
看護師	56	31.8	373,976	18,954	355,022		
准看護師	4	52.0	340,768	82,500	258,268		

第12表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
		大 学 卒	53.0	(72.4)	
高 校 卒	25.2	(73.1)	(26.9)	(0.0)	74.8

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
56.5	(33.8)	(66.2)	43.5

(注) ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割内である。

第14表 民間における在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位：%)

検討している	検討していない
17.5	82.5

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした場合である。

第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

	一定率(額)分	考課査定分
係員	56.1	43.9
課長級	46.5	53.5
部長級(非役員)	46.1	53.9

第16表 民間における家族手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	83.9
配偶者に家族手当を支給する	(86.2)
家族手当制度がない	16.1

(注) ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。





### 3 その他

第17表 公民比較における役職の対応関係

市職員（行政職）		民間企業従業員		
区分	級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
局長	9級	支店長、工場長、 部長、部次長		
局次長 部長	8級			
参与	7級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
課長	6級			
課長補佐	5級	課長代理	課長	課長
係長	4級	係長	課長代理	課長代理
主査	3級	主任	係長	係長
主任主事	2級		主任	主任
主事	1級	係員	係員	係員

第18表 労働経済指標

項 目			年 月						
			令和4年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月		
賃 金 ・ 労 働 時 間  (厚生労働省毎月勤労統計調査)	① きまって支給する 給 与 (調査産業計)	静岡県	金 額 (円)	287,360	281,767	284,051	285,163	280,159	
			前年同月比 (%)	1.4	1.6	1.4	0.9	0.5	
		全国	金 額 (円)	307,905	301,194	304,007	303,699	301,851	
			前年同月比 (%)	2.5	2.2	2.3	2.0	2.3	
		うち 所定内給与	静岡県	金 額 (円)	261,898	258,520	260,909	260,309	256,159
				前年同月比 (%)	1.5	1.4	1.4	0.9	0.2
		全国	金 額 (円)	281,865	277,201	280,002	279,066	277,677	
			前年同月比 (%)	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	
	② 総実労働時間数 (調査産業計)	静岡県 (時間)		152.5	138.2	150.6	150.0	136.9	
		全 国 (時間)		149.0	137.6	149.6	147.0	139.1	
うち所定外 労働時間数		静岡県 (時間)	12.5	11.6	11.6	11.9	11.4		
		全 国 (時間)	12.9	11.7	12.1	12.1	11.3		
生計費 (総務省家計調査)	③ 消費支出	勤労者世帯	静岡県	金 額 (円)	370,347	292,460	288,514	314,567	312,754
				前年同月比 (%)	1.3	△ 0.1	7.1	19.6	10.3
		全 国	金 額 (円)	344,126	314,979	300,489	317,575	322,438	
			前年同月比 (%)	1.6	△ 0.9	6.9	4.9	9.6	
	全世帯	静岡県	金 額 (円)	336,518	275,322	286,947	284,503	291,748	
			前年同月比 (%)	8.9	△ 1.2	13.6	13.1	18.7	
	全国	金 額 (円)	304,510	287,687	276,885	285,313	289,974		
		前年同月比 (%)	1.2	2.4	6.4	6.6	8.8		
物 価	④ 消費者物価 指 数 (総務省)	静岡市	前年同月比 (%)	2.4	2.4	2.2	2.9	3.3	
		全 国	前年同月比 (%)	2.5	2.5	2.4	2.6	3.0	
	⑤ 国内企業物価指数 (日本銀行)	前年同月比 (%)	9.9	9.4	9.6	9.3	9.6		
雇 用 ・ そ の 他	⑥ 常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)		前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.5	
	⑦ 有効求人倍率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)			1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	
	⑧ 完全失業率 (%) (季節調整値・総務省)			2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	

(注) 1 ①、②及び⑥は、事業所規模30人以上の数値である。  
 2 ①、④、⑤及び⑥については、令和2年基準である。

9 月	10 月	11 月	12 月	令和5年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
282,283 2.4	285,860 2.1	285,855 1.5	286,648 1.1	283,694 0.9	283,020 0.9	283,074 △ 0.1	289,149 0.6	283,462 0.6
304,032 2.6	305,314 2.3	305,698 2.6	305,890 2.5	303,874 1.7	303,526 1.4	306,819 1.0	310,867 1.0	307,674 2.1
256,629 1.1	258,456 0.7	259,640 0.7	259,852 0.2	257,717 0.2	257,046 0.3	257,295 △ 0.5	262,795 0.3	259,293 0.3
279,695 2.2	279,874 1.8	280,041 2.2	280,051 2.3	279,485 1.7	279,057 1.5	281,620 1.0	285,120 1.2	283,500 2.2
145.8	147.7	149.4	147.9	137.1	143.9	146.0	152.4	140.8
144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9
12.3	12.7	12.7	13.0	12.3	12.5	12.5	12.8	11.9
12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7
437,525 33.9	338,407 △ 1.5	330,538 9.3	331,048 △ 17.1	320,170 △ 15.6	303,279 △ 2.8	328,638 △ 16.1	342,694 △ 7.5	326,637 11.7
313,989 6.2	328,684 5.1	308,122 1.3	353,794 2.8	331,130 5.3	298,749 4.7	340,016 △ 1.1	334,229 △ 2.9	311,830 △ 1.0
350,747 29.9	299,336 △ 5.2	279,362 △ 2.8	298,406 △ 22.3	295,881 △ 3.2	294,411 8.5	302,537 △ 7.1	324,039 △ 3.7	309,944 12.6
280,999 5.9	298,006 5.7	285,947 3.2	328,114 3.4	301,646 4.8	272,214 5.6	312,758 1.8	303,076 △ 0.5	286,443 △ 0.4
3.3	4.1	4.3	4.6	4.9	3.6	3.5	3.9	3.3
3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2
10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.0	5.2
△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8
1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31
2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6